

# 長野県高等学校教職員組合

## 第212回中央委員会議案書

- 第1号議案 第99回定期大会の報告と承認
- 第2号議案 2021春闘方針に関する件
- 第3号議案 2020年度一般会計補正予算、  
および2021年度暫定予算執行に関する件
- 第4号議案 高校教育会館本館建替えに関する件

**2021年2月6日(土) 13:00~16:00**

**オンライン会議**

# 第1号議案 第99回定期大会の報告と承認に関する件

長野高教組規約第22条4に基づき、第99回定期大会の報告をし、承認を求めます。

新型コロナ感染症拡大に伴う学校の臨時休校、および政府による緊急事態宣言（4月7日7都府県に発令、4月16日から5月25日まで全都道府県に発令）等の状況から、4月の第211回中央委員会は参集形式とせず、各支部評議員会に本部役員が参加して議案説明を行い、支部ごとに議決を行った結果、賛成多数ですべての議案が承認されました。

第211回中央委員会「第5号議案」では5月30日（土）「長野市生涯学習センター」において第99回大会開催としましたが、感染症拡大状況の中で、執行委員会として長野高教組規約22条の4に基づいて以下の決

定をしました。

執行委員会として、現状を「緊急事態」と判断し、第99回定期大会の実施方法を代議員招集による集会形式ではなく、分会討議の上「書面議決」の実施による大会とする。

※長野高教組規約第22条「執行委員会は、執行委員長、副執行委員長、書記長、書記次長、並びに執行委員で構成する執行機関であって、次のことを行う。」  
第22条4、「緊急事項の処理に関すること。ただしその処理について、次の中央委員会の承認を受ける」

書面議決の結果

提出を受けた議決権行使書：83通（全分会から提出あり）

第1号議案 2019年度会計決算に関する件	賛成 83	反対 0	保留 0
第2号議案 2020年度運動方針に関する件	賛成 83	反対 0	保留 0
第3号議案 2020年度会計予算に関する件	賛成 82	反対 0	保留 1
第4号議案 特別決議に関する件	賛成 83	反対 0	保留 0

上記の結果、すべての議案について賛成多数で可決成立しました。

※分会から寄せられた主な意見

- ・今年度は、教育活動・組合活動が制限される事態となっていますが、こうした中で拙速に進行しているICT化の動きについて、会議が十分できない中、生徒・保護者や職員の率直な意見を吸い上げ、それらの問題点を明確にしていくことが大事だと思います。
- ・今年の高校3年生が大学入試制度で振

り回され、新型コロナウイルス感染拡大によって部活動の最後の大会が中止になるなどかわいそうな状況に置かれている。9月入学を視野に入れるなど、何らかの支援ができないだろうか。

- ・組合・教文活動が減退しないように、厳しい状況の中でも何らかの形で活動を活性化できるようにしていきたいと思っています

# 第2号議案 2021春闘方針に関する件

## I 内外情勢の特徴

### 1 「コロナ禍」の中の国民生活

(1) 全世界規模での感染拡大対策を

① 新型コロナウイルス感染は第3波を迎え、感染者数は、216の国・地域で8500万人、死亡者数は200万人に迫ろうとしています(1月4日現在 ジョンズ・ホプキンス大学集計)。9月6日に1日あたりの世界の感染者数が過去最大の30万人を超えてから、世界全体の感染拡大の勢いが日々ピークを更新しており、事態は深刻です。

とりわけ、アメリカでは11月24日の感謝祭に5000万人が大移動し、その後11月末から1日あたりの感染者数が連日20万人を超え、合計2100万人を超えました。12月に入り、イギリス・フランス・イタリアでも200万人を超え、スペイン・ドイツでも200万人に迫る勢いです。

ヨーロッパ諸国では、ロックダウン等の国民生活に制限をかける厳しい対策で第1波の抑え込みに成功しましたが、その後、経済対策を重視したために新たな拡大に歯止めがかからず、再度制限を開始しています。イギリスや南アフリカで感染力の強い変異種が発生し、世界各国は出入国制限を再び強化する事態となっています。

② 新自由主義において、医療分野においても例外なく「選択と集中」が重視され、感染症への備えなどは不採算であるとして切り捨てられ、社会保障や社会福祉の縮小が余儀なくされました。そのもとで、移民や非正規労働者などの低所得者層が感染拡大の危機に直面しています。感染の危険があっても働きに出なければならず、また、感染してもまともな医療にかかることも出来ません。結果として感染は拡大する一方で、その拡大は貧困と格差のよりいっそうの拡大をもたらしています。あらためて、経済優先の社会ではなくて、全世界規模での感染拡大対策が国際社会に求められています。

(2) 経済優先でなく、感染拡大を抑え、国民生活を取り戻す

① 日本でも、7月から8月にかけて再び大きな感染拡大の波が訪れました。しかし、政府は「今回の流行の大きな波を『第2波』と定義しない」(西村経済再生担当相)と述べ、政府の正式見解として「第2波」ではないことを繰り返し説明しました。科学的知見にもとづく国民への明確なメッセージとはいえ、日本医師会や日本感染症学会が「『第2波』まったただ中」と発信し、国民に危機感を訴えたこととは大きなズレが生じました。「第2波」と認めると、「第1波」同様に緊急事態宣言を再発令しなければならず、そのことで経済活動がストップすることをおそれたものといえます。

しかし、政権が「目玉政策」として推し進めた、経済活動最優先の「GOTOキャンペーン」が、年末年始にかけてさらに大きな「第3波」をもたらしました。多くの都道府県で11月末から1日あたりの感染者数が過去最大を記録し続け、感染拡大に歯止めがかからない中、1月7日に菅内閣は2回目の非常事態宣言を首都圏の1都3県を対象に発出する事態となりました。

② 人の旅行や外食の動きを活発にするための急ごしらえの「GOTOキャンペーン」に、1兆7000億円もの多額の税金が投入されました。しかし、その「仕組み」は感染者の潜在的蔓延の危機をより高めました。また、その恩恵は、大手旅行会社と生活と時間に余裕のある富裕層にまわり、休業や雇い止めに苦しむ、中小の観光・宿泊・飲食業者とそこに働く非正規労働者などには届かないものでした。

感染拡大防止への無為無策に対して、国民の怒りの声も強まりました。それが政権支持率の大幅な低下につながったことで、「GOTO トラベル」の年末年始の一時停止が突然発表されました。「遅きに失した」ともいえますが、しかし、その一方で、2021年1月末までで終了予定だった「GOTO トラベル」が2021年6月末まで延長され、2020年度の第3次補正予算案に1兆311億円が計上されることが決定しました。一度始めた政策を変えようとしないうその姿勢は硬

直化しており、ますます国民に不利益をもたらすものです

県内の多くの医療機関等が、減収で厳しい経営状況にあり、そこに働く労働者の賃金・労働条件にも大きく影響しています。政府の責任で減収補填など、医療崩壊を防ぐための独自の支援策が緊急に必要です。それに加えて、介護、福祉、保育、教育、また、保健所をはじめとした公務公共サービスなどの分野を中心に、エッセンシャルワーカーと呼ばれるみなさんの、処遇改善や雇用創出を求める取り組みを緊急に強めなければなりません。

### (3) コロナと社会

① コロナ禍のもとでアメリカでは大統領選挙、日本では大阪都構想をめぐる大阪市の住民投票が行われました。トランプ氏も大阪維新の会も、新自由主義的な政策を展開し、社会保障や福祉を切り捨ててきました。また、一方的に自らの意見を述べ、主張が異なる相手との対立をあおり、自らへの支持を固めるという手法が似通っています。

アメリカで5月に起こった警察官による黒人男性暴行死事件を契機にBLM (Black Lives Matter) 運動が瞬く間に広がった背景には、国民皆保険制度がないアメリカにおいて新型コロナウイルス感染症の致死率が貧困層に集中していることへの若者や労働者の怒りがありました。

アメリカ大統領選挙におけるトランプ氏の敗退は、コロナ対応の誤りとともにその政治手法に対するアメリカ国民の審判です。大阪市の存続を求める草の根の対話行動を通じて、都構想賛成の人々の中にも、暮らしやすい大阪市をつくりたいという共通の要求があることが明らかになっています。対話を重ね一致点を見出す民主主義の再生が求められていることを二つの投票結果は示しています。

② 歴史を顧みれば、パンデミックは社会のあり方を変える契機となったことがあります。その変化はその時代に生きた人々の当事者としての行動によって起こりました。コロナ禍を乗り越えるために実現すべき社会の方向性は明らかです。コロナ禍に向き合い、これを乗り越えるためには、自己責任を押しつけるのではなく公的な責任を果たす政治の実現が重要です。市場原理に委ねるべきではなかった

分野にまで市場原理を導入したことを改め、公務・公共サービスの縮減政策の転換が求められます。また、効率最優先の経済が生み出した非正規労働者が、低賃金を強いられている状況を改善し、最低賃金引き上げと全国一律の最低賃金制度の実現などによって、格差と貧困を解消する必要があります。

## 2 憲法を守りいかす市民と野党の共闘

### (1) 菅政権のより危険な強権政治

① 安倍首相が8月に退陣を突然表明しました。安倍前首相にとって、任期中の改憲が事実上不可能になったことも、首相退陣の大きな要因と報道されました。この状況をつくりだしたのは2017年9月から始まった憲法3000万署名と2020年に展開された改憲発議反対緊急署名のとりくみによる市民と野党の共闘の発展・深化です。しかし、依然として改憲策動は続いています。コロナ禍に乗じて緊急事態条項の必要性を述べる自民党議員もいます。また、第203臨時国会では憲法審査会で国民投票法改定をめぐる議論が始まり、自民党は改憲4項目の条文案提示をねらいました。憲法を守りいかし、民主主義を発展させるために市民と野党の共闘を引き続き前進させることが重要です。

② 安倍政権の中樞を担っていた菅官房長官がその後任となり、「アベ政治」は事実上継承されました。菅新首相は新自由主義を象徴する「自助・共助・公助」を自らの基本姿勢と述べるとともに、森友・加計学園問題や「桜を見る会」問題などを決着済みとしました。しかし、法治主義を壊し、国政の私物化を追及する国民の声はやむことがなく、11月、「桜を見る会」前夜祭の経費を安倍事務所が補てんした事実とともに、国会における安倍首相の答弁が虚偽であったことが明らかになりました。当時、官房長官だった菅氏も国会答弁の責任が問われていることに加えて、菅氏に近い元農水大臣らの不正献金疑惑も浮上しています。さらに、感染拡大の第3波のなか、「GOTO」政策に固執する菅政権の迷走に国民は不信感を募らせています。内閣支持率は急降下し、政権発足後、3か月足らずの12月中旬時点の世論調査では不支持率が支持率を上回る状況になっています。

## (2) 学問の自由の侵害

① 10月1日に明らかになった菅首相による日本学術会議新会員の任命拒否はきわめて重大な問題です。1300をこえる団体が抗議声明を発表し、高校生や大学生らも首相官邸前で抗議の声を上げています。いずれも言葉を尽くして、菅首相の人事介入が違法であり、憲法が保障する学問の自由の侵害であると指摘し、6人の人文科学分野の研究者の任命を求めています。また、学問の自由の侵害が歴史の分岐点となった過去を顧みて、現在の状況に危機感を表明しています。国際学術会議も書簡を寄せ問題の深刻さを指摘しています。学問の自由の侵害は、真理・真実を追究する教育をゆがめ、言論・思想・表現の自由を侵害し、すべての国民に及ぶ重大な問題です。菅首相は国会での追求に対してまったく合理性のない支離滅裂な答弁を重ね、6人を排除した理由については口をつぐみ、憲法15条により自らの判断を正当化しました。

② 「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定する憲法15条は、国民固有の権利を総理大臣に委ねるものではありません。選挙で多数派を得ればどんなことでも許されるという立憲主義への無理解、国会と言論を軽視する菅首相の姿勢は安倍政権のもとで著しく進んだ自民党政治の劣化を示しています。自民党は日本学術会議の機構改革を迫り、軍事研究を促すなど争点をずらそうとしています。また、日本学術会議について、自民党や一部メディアが事実と異なる「フェイクニュース」を拡散していることも重大な問題です。正当な理由もなく法をゆがめ、特定の人物を排除し、異論を聞こうとしない政治姿勢は独裁というべきもので、国の将来を危うくします。故中曽根首相の内閣府・自民党合同葬への政府による弔意の強制問題とあわせて、菅政権は戦後民主主義を真っ向から否定しようとしています。

## (3) 痛みを押しつける「自助」政治からの転換を

① 菅首相は政治の道理や民主的な手続きを無視して強権的に政策を展開しようとしています。就任早々、携帯電話料金の値下げを政策に掲げましたが、政府が特定民間企業に料金やサービス内容の変更を迫ることは、本来ありえません。また、デジタル

庁やマイナンバーカードの普及も進めようとしています。政権への国民的信頼が失われているもとで、個人情報の一元的な管理による監視社会への移行を許すことはできません。さらに、政府与党は2021年度予算編成に関する財政審の建議と歩調を合わせ、全世代型社会保障の名のもとに、75歳以上で年収200万円を超える方の医療費負担を、これまでの1割負担から2割に増やす案をまとめるなど、国民に痛みを押しつける政治を続けようとしています。

② 2021年秋までにおこなわれる衆議院選挙は、政治の役割や社会のあり方について国民的な関心が高まっているなかで実施される政権選択選挙です。衆議院選挙に向けて、中央では「市民連合」が、長野県では「信州市民アクション」が、市民と野党の共闘を形成し、発展させてきました。この間の国政選挙で、「信州市民アクション」として、共通政策の協定書を全野党と統一候補との間に結び、2016・19年の2回の参院選では、野党統一候補が連続して自民党候補に圧勝しました。現在、県内の5つの小選挙区すべてで、選挙区ごとの「市民連合」組織が立ち上がりました。また5人の野党統一候補の擁立が進み、各地区での「市民連合」の集会等に積極的に参加しています。前回の衆院選はねじれがあったとはいえ、5つの選挙区すべてで野党合計票が自民党票を上回っています。主権者の声が政治と社会を動かす新しい時代の扉を切り開く、そのきっかけを長野から創り出せる可能性が十分にあります。

## 3 政権がすすめる軍拡路線と人々の平和を求める動き

### (1) 危険な「敵基地攻撃能力保有」

韓国政府が、軍事費を削減して新型コロナウイルス対策の支援費給付に回している一方で、日本の防衛予算は増え続け、来年度予算案は過去最大の5兆3422億円となりました。配備を断念した「イージス・アショア」の代替として、「イージス・アショア搭載艦」2隻の導入と、国産長距離ミサイルの開発を明記した文書を、12月に閣議決定しました。断念した「イージス・アショア」計画よりもさらに購入費は膨れあがりました。陸上イージス破綻という大失策

を逆手に取り、「ミサイル阻止」を口実に、大軍拡と憲法破壊に突き進むものです。また、事実上の敵基地攻撃能力の保有により、専守防衛の大原則を破り、緊張する東アジアの関係をより激化させることも必至です。日米共同訓練は各地で展開されていますが、12月に、群馬県と新潟県の自衛隊演習場でのオスプレイ訓練が実施され、オスプレイが長野県上空を我が物顔に飛行するようになりました。こうした事実を積み上げることによって、閣議決定に明記されていない「敵基地攻撃能力保有」を公然化することは極めて姑息なやり方です。改めて「軍事費をコロナ対策に向けろ」という大きな世論づくりが求められています。

## (2) 沖縄県民の意思を尊重せよ

名護市辺野古沖への土砂投入が始まって2年が経過した12月14日、玉城沖縄県知事は投入された土砂量は全体の3.8%にとどまり、後戻りできない状況にあるとはまったく考えていないと述べ、着実に工事が進捗しているとする政府に反論しました。国が申請している軟弱地盤問題の改良のための設計変更を沖縄県は認めない方針です。2019年2月の県民投票、4月の衆院補選、7月の参院選、さらに2020年6月の県議選でいずれも新基地建設反対の県民の民意は示されています。政府は、沖縄県民の意思を尊重し、完成が見通せない辺野古沖新基地建設に莫大な予算を投じることを直ちにやめるべきです。

## (3) 国際連帯の重要性

① 10月24日、核兵器禁止条約の批准国が50ヶ国に達し(12月11日、ベナンが51ヶ国目の批准)、2021年1月22日に発効します。現時点での批准国の多くはアジア・オセアニア・アフリカ・中南米諸国です。アメリカが批准国に対して批准を撤回するよう要求した事実は、核兵器は違法とするこの条約が核保有国に対して核廃絶を迫る強い力を持っていることを明らかにするとともに、大国主導の国際秩序がもはや成り立ちえないことを示しています。しかし、日本政府の姿勢は旧態依然です。菅首相は条約批准にも、発効後の締約国会議へのオブザーバ参加にも否定的です。日本政府は「日本は唯一の戦争被爆国であり、政府は、核兵器禁止条約が目指す核兵

器廃絶という目標を共有」していると述べています(「外交青書2018」)。そして「核兵器のない世界の実現に向け国際社会の取組をリードしていく責務がある」というのであれば、核兵器禁止条約に参加して、アメリカをはじめ核保有国に対して、核抑止力論から脱却し、核廃絶への具体的な行動をとるよう働きかけるべきなのは明らかです。

② 国境を超えて拡大する新型コロナウイルス感染症に対応するためには、国際的な連帯がきわめて重要です。北東アジアにおいては、地域の平和と安定のために、非核化をめざす合意形成に向けた相互の外交努力が必要です。日本政府は中国や北朝鮮の脅威を口実に軍拡路線に固執するのではなく、一国二制度という国際公約に背を向け、香港の人々に対する人権侵害という暴挙を続ける中国政府を正しく批判することを含め、近隣諸国と対話による外交努力をすすめるべきです。

## 4 国民のいのちとくらしを守るとりくみ

### (1) くらしと雇用を守る

12月1日、厚生労働省は、5月以降11月27日までに解雇等の見込み労働者数は7万4055人、そのうち非正規労働者は3万5612人と発表しました。同日、総務省が発表した10月分の労働力調査では完全失業率は3.1%、非正規労働者は前年同月よりも85万人減少しています。実体経済が低迷しているのに対して、3月までに大きく落ち込んだ株価は、秋には過去最高値を更新する現象が生じています。各国の中央銀行の金融緩和政策により株式市場に資金が流れ込み、一部の投資家が巨額の利益を得ています。その利益は再び株式等に投資され、いっそう富は偏在し、格差が拡大します。コロナ不況を招かないために、国内需要を増やし実体経済を回復させることが必要です。支援金などを必要な人にゆきわたらせることとともに、富裕層に応分な負担を求め、中間層には減税するなど富の再分配を強めるしくみが必要です。大企業は今こそ内部留保を活用して、雇用を守り、賃金を引き上げることで社会責任を果たすべきです。また、日本経済の後退は2019年10月の消費税率10%への引き上げから始まっていることから、消費税率の引き下げは即効性のある政策として検討されるべきです。

## (2) 飽くなき利潤追求

11月17日、日本経団連は「新成長戦略」を発表しました。「。」で従来の成長戦略をいったん止め、新たな成長戦略の方向性を示すとしています。本文で『『新自由主義』の流れをくむ、我が国を含む主要国での資本主義は行き詰まりを見せている』と述べていますが、結論は「Society5.0の実現こそがサステイナブルな資本主義の確立への道」としてデジタル化の促進などコロナ以前から主張を繰り返し、地方中小企業の「競争力強化」のために再編を促すなど、菅政権と歩調を合わせるものとなっています。さらにコロナ禍の影響で勤務時間の把握に課題を抱えるテレワークや在宅勤務が増えている実態に便乗して、時間・空間にとらわれない柔軟な働き方や副業・兼業を奨励し、働いた時間ではなく生み出す価値によって評価されるシステムと新たな労働時間法制を確立することを強調しています。企業にとって都合の良い働き方への転換がねらわれています。

## (3) 格差是正を求める道

10月、労働契約法20条にもとづき非正規労働者と正規採用労働者との間の労働条件格差の不合理性を訴えていた3つの最高裁判決が相次ぎました。非正規労働者への一時金、退職金の支払いについては訴えを退ける不当な判決でしたが、郵政ユニオンに結集する日本郵便の有期雇用社員が求めていた扶養手当、有給の病気休暇、年末年始勤務手当、年始期間における祝日給、夏期冬期休暇制度、住居手当について「格差は許されない」との判断が示されました。郵政職場における18万人の有期雇用労働者のみならず、2100万人ともいわれる非正規で働くすべての労働者を励ますものです。労働契約法20条と2021年4月からすべての事業所に適用されるパートタイム・有期雇用労働法がめざしているのは正規雇用と非正規雇用の格差是正であり、この法の理念を実現するために労働組合の役割がますます重要になります。

## (4) 「コロナ禍」におけるジェンダー

コロナ禍により日本社会のジェンダー差別、ジェンダー格差の深刻さが改めて明らかになっていま

す。一律休校により育児のために仕事を休むのは主に女性でした。総務省の労働力調査では2020年1月以降、非正規雇用労働者は前年同月と比べ連続して大きく減少しており、減少幅が大きいのは女性の非正規労働者です。シングルマザーを支援するNPO法人が5月におこなった「ひとり親家庭の新型コロナウイルスの影響に関する調査」アンケートによれば、60%のひとり親は収入が減り、12%は収入がなくなったと回答しています。収入減の理由は休業や勤務時間が減らされたことによるものであり、雇用の調整弁の役割が女性に押しつけられていることを物語っています。節約のため食費を抑えようと食事の回数や質を落とすという回答が多く問題の深刻さを示しています。また、外出自粛の影響でDV被害を受けている女性の相談件数が増えており、女性の自殺者数が増えていることとコロナ禍の関係も指摘されています。日本国内では自民党議員の暴言などに対して、これを許さないフラワーデモが広がり、選択的夫婦別姓制度実現に向けた変化も生まれています。ジェンダー平等を求める声は着実に社会に広がっています。

## (5) フクシマを忘れない

東日本大震災・東京電力福島第1原発事故から10年が経過しようとしています。復興庁の2021年度予算の総額は今年度当初から56%減の6216億円と大きく減少しています。しかし、原発事故はまだまだ収束していません。政府は福島第1原発事故で発生した汚染水の海洋放出を検討しています。また原子力発電の高レベル放射性廃棄物の埋め立て処分地決定のための文献調査に北海道寿都町と神恵内村が応募しています。周辺自治体では廃棄物受け入れ拒否の条例制定の動きが広がっています。多額の交付金で文献調査に誘導する国の施策そのものの妥当性が問われます。また、12月4日、大阪地裁は、国が認めた関西電力の大飯原発3号機、4号機の設置許可申請を取り消す判決を下しました。原子力規制委員会が認めた耐震性の判断に誤りがあるとの理由です。日本の原発輸出政策はことごとく頓挫しています。原発と人類は共存できないことが明らかです。しかし、菅首相は2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにすると表明した際に、原発を重要視

する姿勢を示しました。また、11月、東日本大震災で被災した女川原発2号機の再稼働に宮城県知事が同意しました。野党が共同提出している原発ゼロ基本法案の速やかな審議入り・成立こそ求められています。

#### (6) 持続可能な未来のために

日本では毎年のように記録的な猛暑や大雨が発生し、大規模な被害が生じています。この背景には二酸化炭素やメタンなど温室効果ガスの排出があることが広く認識されるようになりました。若者たちの「未来のための金曜日」行動が広がり、2015年に採択されたパリ協定の達成に向けて各国の企業

や政府が積極的な姿勢を示し始め、政権交代にともないアメリカもパリ協定に復帰する見込みです。オックスファム（特定非営利活動法人、貧困と不正を根絶するための持続的な支援・活動を90カ国以上で展開している団体）は二酸化炭素の排出量は世界の上位10%の富裕層が全体の50%を占め、下位50%の貧困層35億人の排出量は全体の10%に過ぎないという報告を公表しています。これは新自由主義のもとで著しくすすんだ富の偏在と同じ構造です。気候変動により深刻な影響を受けるのは貧困層であるというのもコロナ禍と共通しています。公正な社会の実現は人類の生存のために喫緊の課題となっています。

## II 教育をめぐる情勢

### 1 官邸主導の「教育改革」

#### (1) Society 5.0 と教育改革

国家戦略のSociety5.0（「第5期科学技術基本計画」2016年）に向けた教育改革の実現のために、2018年1月「『未来の教室』とEdTech研究会」が経産省に設立され、「未来の教室」実証事業が始まりました。また教育再生実行会議の「第11次提言」（2019年6月）ではSTEAM教育、3つのポリシー、「高校普通科」への類型導入が提起されました。

政府は「経済財政運営と改革の基本方針2020」（骨太方針、2020年7月）で、「新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた現下の経済財政状況」を分析して、感染症拡大の甚大な影響により極めて厳しい状況にあり「人・イノベーションへの投資の強化」や「社会変革の推進力となる人材の育成」を推進するとしています。この「人への投資」は経済界の利潤追求や企業奉仕が可能な人材育成のための投資です。

Society5.0に向けた人材育成のための教育構想では、「個別最適化された学び」とSTEAM教育が提唱され、教育課程、一斉授業など学校制度の基本的枠組みを解体し、教職員の指導法、教員養成・研修等でその対応が強制されることとなります。また、教育と産業界の連携は教育の「公共性の解体」と「市

場化」へとつながり、結果として教育の機会均等や生徒の発達権・学習権の保障が損なわれる可能性があります。

#### (2) 新型コロナウイルス感染症と「GIGA スクール構想」

新型コロナウイルス感染症により2月27日に全国一律の休校要請がだされ、翌日、経済産業省HPに「学びを止めない未来の教室」のページが開設されました。県内では県教委から「新型コロナウイルス感染症影響下における学びの保障について」（2020年5月）で「デジタルによる方式（オンライン型）の学習」が指示され、GIGAスクール構想のもとでICT環境整備が加速することになりました。

ICT活用推進を強調することで、教職員が専門性を発揮して、現実の子どもたちの生活から出発した多様で柔軟な教育課程づくりをすることよりも、画一的な教育に向かう危険性もあります。

国・財界はSociety5.0に向けた「人材」育成を求めています。菅政権でも引き継がれ、財政本位の教育施策の動きは一層スピードを増しています。教育が経済政策の一つとして位置づけられ、グローバル資本の人材観に従属する「資質・能力」論によって、社会変革の推進を担う人材育成が目的とされ



ることに対して、憲法的価値の創造を目指す教育実践に取り組むことが求められます。

## 2 高大接続改革と「大学入学共通テスト」

高大接続改革は、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の抜本的改革を指し、「三位一体改革」と称して施策が実施されました。改革は「資質・能力」論に基づいており、高等学校教育や大学教育が「知識の暗記・再生に偏りがちで、思考力・判断力・表現力や、主体性を持って多様な人々と協働する態度など、真の『学力』が十分に育成・評価されていない」という認識の下で施策立案がなされてきました。「大学入学共通テスト」、「高校生のための学びの基礎診断」が導入されましたが、様々な問題を抱えており改善を求めてきました。

### (1) 大学入学共通テスト

萩生田文科大臣は大学入学共通テストの民間英語試験延期（2019年11月）を、また国語・数学の記述式問題導入延期（2019年12月）を発表しました。新たな英語試験は1年かけて検討し2024年から民間試験導入を含む実施を目指すとしていましたが、2020年12月段階では討議内容の公表はしていません。

試験の公平性・公正性の担保、経済格差や居住地域による格差、障害等がある受験生への合理的配慮などが指摘されており、民間英語試験や「大学入試英語成績提供システム」に関しては中止し、民間業者など利害関係者を除く専門家による大学入試内容と評価に関する十分な調査、研究に基づき再度制度設計を行うべきです。国語、数学の記述式問題に関しても採点方法、評価方式、処理期間や採点者確保など多くの問題がある試験であり、大学入学共通テストに導入すべきではありません。

文科省は、受験生の人生の大きな転機となる大学受験の公正性・公平性を保障すべきであり、民間英語試験と国語・数学記述試験は中止すべきです。

### (2) 高校生のための学びの基礎診断

「高校生のための学びの基礎診断」（以下「基礎診断」）は2019年から導入され1年が経ちました。導入に際しては、「基礎診断」が高校版「全国学力テスト」になることや、学校や生徒を点数競争による序列化を避けるために、高教組は2018年に県教委へ申し入れしました。申し入れでは①実施判断を各校の主体性に任せること、②基礎診断結果を教職員定

数や予算措置に連動させないこと、③受験料は受験者負担のためすべての生徒に受験を強制しないこと、④結果は公表しないこと、⑤実施により教職員に新たな負担が生じないようにすること、の5項目ですが、各校で生かされているか確認が必要です。

2020年4月に実施を予定していた、小学校6年生、中学3年生対象の「全国学力・学習状況調査」は、新型コロナウイルス感染症に係る学校教育への影響等を考慮し、実施されませんでした。一方、「基礎診断」については、5月に県教委からの通知で、生徒が分散登校でき実施した学校のみが結果を提出し、4月から8月の間に中間報告が得られないときは提出不要としました。年間に1回以上、調査を実施することになっており、2回目を実施する場合は現場で判断するとしました。県教委が「基礎診断」の中止判断をしなかったことは、現場の状況を真摯に受け止めきれない姿勢の表れです。県教委には丁寧に施策の運用をすることを引き続き求めます。

## 3 長野県の「高校改革」

### (1) 「再編整備計画（一次）」（案）の公表

県教委は2020年3月の定例会で、「再編・整備計画（一次）」（案）（以下「一次案」）を提案し決定しました。「一次案」では、同年1月までに地域の協議会から「意見・提言」が出された、旧第1通学区（岳北）、旧第6通学区（佐久）、旧第8通学区（上伊那）、旧第9通学区（下伊那）を対象に、具体的校名と再編手順を示しました。

示された案は以下の通りです。

#### 1通（岳北）

飯山高校と下高井農林高校について、「当面の間、現状の高校配置を維持」し、「将来的に学校規模の縮小や再編基準への該当により2校の存続が困難となった場合は、下高井農林高校を飯山高校の地域キャンパス校とすることを検討する」。

#### 6通（佐久）

長野西高望月サテライト校を2020年4月から開校するほか、小諸商業高校と小諸高校の再編統合による「小諸新校」と、野沢北高校と野沢南高校の再編統合による「佐久新校」を計画。定時制課程の配置については2021年3月の計画で示す。

#### 8通（上伊那）

伊那北高校と伊那弥生ヶ丘高校の再編統合による「伊那新校」を計画。また、対象校名を示さずに

「上伊那総合学科新校」と「上伊那総合技術新校」を設置する（対象校（案）の決定は2021年3月）。定時制の配置については2021年3月に計画を示す。

## 9 通（下伊那）

「当面の間、現状の高校の配置を維持」するとして、リニア新幹線開通後の影響を注視し検討する。飯田 OIDE 長姫高校の夜間定時制課程に、多部制・単位制の機能を補完する仕組みを取り入れる。

### 再編手順

今後「住民説明会」をおこなって説明と周知を図り、県議会での議論を経て県教委が決定する。その後、個別の高校の再編計画策定のため、学校関係者、地域の代表、同窓会、PTA、生徒の代表などでつくる「再編実施計画検討委員会」（決定時には「懇話会」に変更）で、募集開始年度、活用する校舎・校地、想定する学級数等を検討し、県議会に諮る。

#### (2) 「一次案」の決定と「新校懇話会」

「一次案」に関わる地域住民説明会は、対象になった4地区で6月から7月に計16回、739人の参加で開催されました。しかし、コロナ禍の中、参加人数も説明や議論の時間も限られた実施となり、小中学生・高校生などの参加はほとんどありませんでした。参加者からは提案された内容への期待が語られる一方、案への疑問や課題が出され、再編に「少人数学級編制」を組み込むことを求める声も多く出されていました。そのため両教組は、9月、拙速な決定をせず、説明会で出された意見をまとめた上で再度住民説明会を開くよう申し入れをおこないました。

しかし、9月定例会の午前に開催された、知事招集の総合教育会議で、県教委は住民説明会の状況について「しっかりと説明し、新たな学びの推進と再編整備計画についてはご了解いただいた」と報告し、その報告をもとに、午後に開かれた教育委員会で決定を強行しました。県教委はこの報告は、説明会で出されたアンケートに基づくものであると説明しました。

この報告と決定に対し、両教組はただちに「住民説明会のアンケート結果を含む情報を公表し、透明性を持った議論をすすめること」を求める申し入れをおこないました。

一次案決定後、上伊那地域では「再編内容は充分周知されておらず、住民説明会の意見も反映してい

ない」として、有志によって「決定見直し」の署名が呼びかけられ、2週間ほどで約5千筆が集まりました。この請願は12月県議会に提出され、環境文教委員会では不採択となりましたが、地域合意が不十分なことを示しています。

佐久、上伊那の「新校」については、12月から懇話会がはじまり、今後10回ほどの議論を経て「基本計画」を2022年2月の県議会に提出する計画です。

#### (3) 「2次分」以降のスケジュールの見直しと地域の協議会の状況

2次分以降の「再編・整備」計画については、コロナ感染症の拡大によって、年度当初から地域の協議会がストップする状況が続いたため、県教委は6月の定例会でスケジュールを変更し、「令和2(2020)年中に意見書が提出された地区」の計画案の公表を2021年3月(2次)、それ以外の地区を含む全県の計画案の公表を2022年3月(最終)としました。定時制に関しても2022年3月に案を公表するよう変更しました。

2次分以降に計画が示される地域の進捗状況は、以下の通りです。

## 2 通（中野・須坂）

第1回の協議会（2019年6月）における「募集クラスの将来予測」のシミュレーションやその後の住民説明会での「少子化の動向」の説明など、少子化で統廃合はやむを得ないという基調の中で議論が進められ、座長である三木須坂市長の「高校減らす再編を」という発言（2020年1月）が報道されました。3月の第4回協議会で、先進的な教育の場としての普通高校、総合学科・総合技術高校の充実、定時制の充実、多部制の設置などを骨子とする案が示されました。総合技術高校については普通科併設が提案されています。高水須坂支部からはパブリックコメントとして①少人数編成の導入②普通高校の意義への言及の追加③教育予算の増額の3点について意見を送付しました。意見書は8月、県教委に提出されました。

## 3 通（長水）

2019年6月に発足。「設置要綱」に「高校の具体的な配置」の文言はなく、「学びのあり方」に焦点を当てた議論がおこなわれました。第2回目は2019年10月に開催する予定でしたが、台風19号の被害への対応のため中止となり、その後のコロナ禍で、

2020年7月までストップしました。再開後の議論では、「県庁所在地にはすべての選択肢があるべき」との委員の意見に代表されるように、多様な学校を求める声が多く出されました。12月の協議会に出された「素案」は、再編統合はやむを得ないという前提で、規模を生かした都市部普通校、全県の牽引をする都市部専門校、地域の学びの拠点としての中山間地校、多部制高校を提案しています。多部制は長野市に限定せず「北信地域」とし、「通信制課程の併置」を求めています。今後2021年1月に「住民意見募集」を行い2月の協議会で決定、4月に提出する予定です。

#### 4通（更埴）

2019年6月に発足。事務局は3通と共通で長野市教育委員会が担当しています。設置要綱では3通と同じく「学びのあり方」を焦点とするとしましたが、「学びの議論の延長に再編問題が含まれる」ことを確認。協議会はその後、台風被害とコロナ禍でストップし、7月に再開されました。

12月に開かれた第5回協議会で、藤本座長は「たびたびの中断で、会議がいつも振り出しに戻る」とあせりをあらわにし、「今回で方向性を出したい」と述べましたが、議論は再編の是非から始まり、一致点が見いだしにくい話し合いが続きました。4通には多部制単位制高校を求める声も根強く、すでに要望を出している2通、3通との関係を問う意見もありました。最終的に協議会としての一致点として「4通の交通の便の良さを生かし、再編も視野に入れながら、他地区からも生徒を呼べる魅力的な高校にしていく必要がある」ことを確認しました。次回は2021年2月に開かれます。

#### 5通（上小）

2019年8月に発足。「すぐに再編が必要な規模ではないが、少子化を見据えた議論が必要」（事務局）としました。同年12月の第2回協議会では、中学3年生・高校1年生及びその保護者へのアンケート結果をもとに、①他地区からの流入超過、②遠距離通学費の軽減などの議論がありました。2月におこなわれた第3回で意見書はまとまりましたが、コロナ禍で実際の提出は7月となりました。意見書は高校の配置については触れず、どの学校でも「新たな学び」「地域と協働した学び」に取り組むよう求めています。またさらなる人口減少への対応とし「小学区制」や「少人数学級の導入」などに言及しているの

が注目されます。

#### 7通（諏訪）

2019年10月に発足した協議会は、2ヶ月に1回ペース計6回開催し2020年12月を目途に意見をまとめる予定でしたが、コロナ禍で中断され8月再開し、11月の協議会で素案が検討されました。素案では、具体的な校名には触れず都市部普通校、都市部専門高校、中山間地高校のイメージを描いていますが、県教委の「再編の方向」を受けて都市部専門高校について「学科間の連携が可能な一定規模の総合技術高校」を提言しているほか、普通高校の提言のなかに総合学科高校の文字も見えます。2021年1月から「住民意見募集」を実施し、3月頃意見書を提出する予定です。

#### 10通（木曾）

2019年中に保護者、中学校長、産業界、高校同窓会など53人から意見聴取を行い、2020年初めには「素案」を提示し、夏頃成案とすることが計画されていましたが、コロナ禍で予定が大幅に変更され、7月の協議会で案が示されました。案は、木曾地域にとって2校は「かけがえのない学びの場」であるとの共通理解のもと、2校存続を「絶対の条件」としています。そして今後の生徒減少を見据え、「少人数学級編制の検討」を提言しています。また、部活動について2校が合同で活動する「オール木曾」の活動を提言しています。案は住民意見募集を経て決定され、12月に県に提出されました。

#### 11通（松筑）

協議会設置について慎重な意見が強く、協議会の設置は難航し、2019年12月に協議会に代わる「懇話会」として発足しました。「懇話会」の場ではスケジュールありきで再編をすすめるのではなく、住民の関心を高め、声を聞くことが大切との意見が相次ぎました。また、「高校改革」について塩尻、松本、安曇野の3地区で県教委主催の説明会を実施することを決め、2020年2月に塩尻で実施しましたが、その後コロナ禍で中断し、ようやく7月以降、松本、安曇野で実施されました。10月の第2回協議会では、各高校ですすめている「探究的な学び」について学校長が報告し、中学PTAなどから高校で期待される学びについて要望を寄せたほか、3地域ごとに研究部会を開催すること、安曇野研究部会と12通学区から選出した委員による合同部会を持つこと

などが決められました。その後、研究部会が各地で持たれています。第3回懇話会は2021年3月以降に開催され、秋頃に意見書を提出する予定です。

#### 12通（大北）

2019年9月に発足後、第2回を2020年3月に開催したものの、コロナ禍で延期され、第3回は10月に行いました。第3回では、地域内の3校の学校長が出席して、各校の現状と課題等について報告し、意見交換をしました。3校とも過去5年間の高等学校入学志願者予定数調査（10月と12月）のデータで、ほぼ毎年、充足率が1に満たないと報告があり、生徒確保に苦労している姿が浮かび上がりました。今後の進め方としては、旧12通は旧11通と広域的・多角的に関係するので、旧11通の安曇野地区の研究部会と合同部会（各10人ずつ参加）を設置して検討を進めることになっています。

#### (4) 県・国の「モデル校」事業

県教委は「高校改革を推進する牽引力」として、「モデル校」事業（「未来の学校」構築事業）をおこなっており、県下の6校が1年間の「研究校」を経て、3月に「実践校」に指定されました。

文科省の研究指定校には、SGH、SSHのほか、「地域と協働による改革推進事業」研究指定校に3校が指定されています。これに加え、6月から上田高校が「WWL（ワールドワイドラーニング）コンソーシアム構築支援事業」の「カリキュラム開発拠点校」に指定されました。指定期間は原則3年で、県内の共同実施校、県内外の連携校とともに「グローバルリーダーの育成を目指す」としています。

2019年度から始まり、2020年度になって急速に増えているのが経産省関係の実証研究校です。

2019年、ICT教材の「すららネット」やNTTと連携して「学びのSTEAM化」、「学びの自立化・個別最適化」などを目指す実践をおこなう実証事業校（未来の教室）に坂城高校が指定され、今年度も継続されたほか、軽井沢高校が「Inspire High」のモデル校となりました。9月からは、25校（26課程）が経産省EdTech導入補助金を活用し、すららネット、リクルート、DMM.comなど8社が参入する実証研究の対象校となりました。

その他、全国知事会の文教環境常任委員会に設置された「これからの高等学校教育のあり方研究会」関係で、慶応大学中室研究室と共同しICTを活用した教育効果を検証する指定校に茅野高校が指定さ

れました（2020年10月）。

これら急速に広がりつつある指定校や実証校を引き受けるに当たって校内でも議論されないまますすめられた例もあり、シラバスを無視した年度途中での強引な研究校指定には大きな問題があります。

ICT機器は臨時休校で学校に来ることの出来ない生徒と学校をつなぐなど大きな力を発揮し、今後も学校現場での活用がすすめられます。その将来を見据え、高教組は6月、「ICT機器の活用」と「教育のICT化」を分けて考え、「学びの共同性」の担保、ビッグデータの蓄積、個人情報流出の危険性、民間企業参入による「教育の市場化」など、「教育のICT化」の持つ問題を検討していくことを呼びかけました。

#### (5) 新しい「学びの指標」

「新しい『学びの指標』(案)」(以下「指標」(案))が2020年7月9日に教育委員会定例会で提起されました。高教組は「指標」(案)が、①理念と評価方法の乖離がある、②生徒の内面を評価することの危険性、③「指標」実施は現場の多忙化に拍車をかける、④拙速な「指標」策定スケジュールであると問題点を指摘し撤回するように2回申し入れを行うとともに、各支部・分会での討議を呼びかけました。

記者会見、県校長会長懇談や3回にわたる県教委との懇談、県教委交渉での撤回要求、分会緊急アンケートなどを実施しました。アンケート結果（71校回答）では、12月中に実施するとしていた理念共有が9割以上の学校で、また、9割以上が職員会議で議論がなされていないことが明らかになり、2021年4月から実施することに対しては、8割の学校が、校務の多忙化により導入は物理的に困難との回答でした。この結果をもとに県教育委員への手紙での要請を実施しました。高教組新聞では組織内外の教育関係者や保護者の声を紹介する連載を組み、広く「指標」(案)の問題を訴えました。また各職場では、討議資料による議論の呼び掛けに応え、職場会での討議や、支部学習会が設定されました。

県教委は12月21日に教育委員会定例会で「指標」を決定し、7月提案とは異なり、「指標」全県統一項目3問のみを2021年から開始、学校独自項目は2022年から実施するスケジュールに変更しました。「指標」の基本的な性格と導入時期に変更はなく、「指標」が生徒の自己肯定感を涵養するどころか負の影響が懸念されます。「指標」の質問への回答方法は記名

式で生徒個人が特定でき、通知表等への記載ができるとされています。内面評価の視点がなくなったわけではありませんし、「質問設定参考例」が「・・・できる」表記になっているので、高評価を得るための回答へと生徒が誘導されることが予測されます。そのため質問への回答結果を「教育活動や指導の改善・充実に向けた検証に活用」としてはいますが、妥当性や信頼性には疑義が残ります。教職員の多忙化に一層拍車をかけるものになるため、長野高教組は極めて遺憾なものであると強く抗議しました。

#### (6) 公立高校の譲歩つづく募集定員

公私立の募集定員については、毎年「公私立高校連絡協議会」(会長、原山教育長)で審議し、概ね公立81:私立19を基準に決められています。しかし、経営上の理由を口実に、一部の私立高校で募集定員を上回る入学者を迎え、それが公立高校を圧迫している実態があります(旧11通学区で顕著)。生徒減少期を迎え、公立高校でも生徒募集数は再編統合に直結する問題です。そのため県教委は、2019年、保護者や学識経験者を含む「公私立高等学校のあり方等懇談会」を設置し、検討結果は2020年2月に報告書にまとめられました。6月に開かれた協議会では、この報告書に基づく「公私協調の新たな枠組み」の議論を今後行ない、2021年の協議会で決定し、2024年度以降の募集定員に適用することになりました。しかし報告書には具体的な提案がなく、どのような「枠組み」になるか明らかになっていません。

2021年度の募集定員については、私立を25人減にとどめ、3495人となりました。これは、公立側が65人(昨年54人)譲歩した計算となります。公立側の譲歩はこれで4年連続しています。

#### (7) 2021年度募集定員の決定

2020年度長野県の中学校卒業予定者数(2021年度高校入学対象者)は、18,562人で前年度比516人の減です。旧11通学区(松筑)で57人増以外はすべての通学区で減少となりました。

第2期高校再編では2030年の中学卒業生数を前提に再編計画を立てることを求めており、クラス減・増が学校の存続とも密接にかかわってきます。各校では夏休み前後から職員会で次年度の募集定員が職員会の話題となり、その議論を踏まえて学校長から県に具申された意見をもとに11月の県教委定例会で決定されています。高教組では各校の募集定員の検討状況について支部でも共有し、全県の動

向を県執行委員会でも交流してきました。

11月に発表された2021年度の募集定員では、松筑支部で1学級増のほかは、都市部普通校・専門高校での学級減が7校、中山間地高校の学級減が3校となりました。2018年以降中山間地高校での学級減が急激に増加し、2019・20年は学級減の約半数が中山間地高校でしたが、それが限界に近くなり、都市部高校での学級減が増加したのが特徴です。高校再編議論がまだ継続されている中で、県教委自身が、存続基準に抵触する募集定員の都市部普通高校を作り出していることは大きな問題です。

#### (8) 「長野西高等学校望月サテライト校」

望月サテライト校が4月に開設されました。開設にあたり全国募集をし、新入生75人が入学しましたが、県外からは入学生はいませんでした。新入生54人と長野西高校の通信制に通う生徒の内21人がサテライト校への通学を選択しました。新型コロナウイルスの影響で学校活動がほとんど行えず、5月下旬から面接授業が始まり本格的に始動しました。週1日から5日まで通学でき、ICTを活用した授業、地域の特色を生かした教育活動、書道・乗馬・ゴルフなどを設定しています。

望月高校と望月サテライト校の図書費が2019年度比79%減になる問題が生じましたが、高教組から改善の申し入れを行いました。今後も追加配当を求めていきます。さらに十分な教職員の確保をはじめとして教育条件整備を行うよう一層の働きかけをしていきます。

## 4 高校入試制度改革

### (1) 導入時期の延期と「再検討」

2019年9月に示した「高校入学者選抜制度(第2次案)」に対して、住民説明会で「複雑すぎる」「周知されていない」などの意見が相次いだことを受けて、県教委は2020年1月定例会で「高校入学者選抜制度」の「今後の対応について」を提案し、決定しました。

提案は、①「導入時期」について2022年度選抜を、2024年度選抜へと延期する、②「制度の具体的内容の提示の必要性」、「不登校生徒への配慮内容」、「学校現場における負担軽減方法」を検討する、③「制度の内容に大きな影響を与える調査書のあり方については、中高の現場からも意見をいただく」場を設ける、④2020年9月をめどに「新たな選抜制度」の内容を公表し、説明会を実施したうえで、2021年

2月頃に決定するというのが骨子です。

しかし、コロナ禍で現場の教職員の意見を聞く場の開催も困難となり、収束も見通せない中、県教委は6月定例会で「1学期終了を待って制度導入のスケジュールを再構築する」ことを決め、さらに、9月定例会で「導入時期をさらに1年延期」して2025年選抜からとすることを決定しました。

## (2) 「高校入試改革フォーラム」 県下2会場で

2025年度入試への延期に当たって、県教委は2021年3月には検討の内容と制度案の方向を示したいとしています。その後、まったく検討の状況は明らかにされていません。

このような状況の中、約20年ぶりとなる入試制度の大きな変更となる新入試制度の問題を、保護者とともに考える「長野県の教育を考える会」（高教組、県教組、研究者などで構成）主催のフォーラムが、12月に東北信対象に、2021年1月に中南信対象にオンラインも併用して開催されました。

12月の東北信対象のフォーラムには、県内の小中高の教員、保護者ら合わせて約60人が参加しました。パネリストとして参加した保護者、不登校の親の会、中学・高校教員がそれぞれの立場から、新たな入試制度の問題点などを述べました。パネリストの発言をうけた会場・オンラインの発言では、「保護者に制度の内容がまったく伝わっていない。いい悪いの判断もつかないまま変えられようとしている」、「根本から設計し直せという主張が出来ないのか」などの意見が出され、集会は現場の教職員を交えた協議の場や、児童・生徒の意見を反映させて「新制度案」を練り直すことを求める集会アピールを採択しました。

## 5 教育条件整備の運動

### (1) 国と長野県の教育予算の動向

2020年9月に発表されたOECD（38ヶ国）による教育データでは、教育に対する公的支出が国内総生産に対して占める割合は、OECD平均4.1%に対し日本は2.9%で、比較可能な加盟国中、下から2位という不名誉な状態を続けています。

2020年12月に発表された文科省の予算案では、小学校の学級編制標準を法改正し、21年度から1学年ずつ35人学級に引き下げるとしています。40年ぶりの改正は歓迎すべきですが、初年度の小学2年生はすでに加配で35人以下になっており、少子化による定数減と差し引くと実際は417人の減になり

ます（詳細は後述）。いっぽう、ひと際目を引くのが「デジタル」や「オンライン」などのICT関連予算です。GIGAスクール構想にもとづくGIGAスクールサポーターやICT活用教育アドバイザーの配置、デジタル教科書の本格的な導入、「オンライン学習システム（CBTシステム）」を全国展開するための予算など、新規事業や大きく予算増されたICT関連事業が目白押しです。

長野県では2020年12月16日、「2021年度当初予算要求の概要」が公表されました。教育委員会関連予算は総額で39億円のマイナス（前年度比97.9%）で、高校教育課が-39億9千万円（前年度比91.71%）と大きく削られた一方、学びの改革支援課+1億3千万円（同108.0%）、教育政策課+1億3500万（同108.1%）となっています。高校教育課関係では、小諸・佐久・上伊那「新校」の検討のための懇話会（各6回）や県立高校の施設整備の基本計画策定のための外部建築専門家委嘱などに新たに5千万円、老朽化校舎の計画改修のために12億9千万円を要求しています。トイレの改修は現在の洋式化率41.8%を46.6%に引き上げるとして目標が示されていますが、エアコン整備は要求項目に上がっていません。学びの改革支援課関係では、ICT環境整備事業費が総額10億6500万ともっとも大きな割合（この2年で倍増）を占め、そのなかでICT教育推進センターの設置やICT学習環境整備事業などを新たな事業として取り組むとしています。ICT学習環境整備事業では、高校1年生のBYOD化（自分の端末を授業に持ち込むこと）100%を目指すとしています。

### (2) 少人数学級を求める運動

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、国は、5月新型コロナウイルスの時代の「新しい生活様式」を示し、日常生活の中で飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策など「3密」を避けることを要請しました。ソーシャルディスタンスの重要性が注目され、実践される中で、パーソナルスペースの確保の重要性が改めて認識され、40人学級のままに据え置かれた学校の状況が国民的な注目を集めました。

長野県教育委員会は、5月通常授業開始にあたりガイドラインを示し、教室で市松模様に座ったり、生徒間ができるだけ2メートル（最低1メートル）の距離を確保するために、ロッカーを廊下に出し机を窓際・壁際に寄せることなどを例示しました。し

かし、20人の分散登校では可能だったソーシャルディスタンスが40人学級のままでは根本的に無理があると、現場では悲鳴が上りました。

このような状況の中、5月以降、全教はじめ教育団体や教育研究者、政党など各方面から少人数学級編制への提言が相次ぎました。7月には全国知事会が全国市長会・全国町村長会とともに学級編制基準の見直しを提言しました。

高教組は、6月、新型コロナウイルスに向き合い、「3密」回避が前提の「新しい生活様式」に対応できる教職員配置をするための予算措置を国に求める請願を県議会に提出し、環境文教委員会で口頭陳述をおこないました。また、少人数学級編制が要求項目として位置づいている県民教育署名やPTA署名を通して、県民世論を広げる取り組みをおこないました（両署名については後述）。

### (3) 小学校での少人数学級の実現へ

12月21日に閣議決定された2021年度政府予算案では、文科省と財務省の間のギリギリの攻防を経て、「標準法を改正し、2021年度から2025年度までの5年間、学年進行により小学校全学年で35人学級を実施する」ことが決められました。

これにより、2021年度は加配により35人以下学級を実施している小学校2年生で、基礎定数として教員が配置されることとなります。この学級編制基準の改定は、40年ぶりであり、大きな成果です。

しかし、コロナ対応が求められる中で喫緊の課題である「少人数学級」を5年もかけて実施するというスピード感のなさや、中学校や高校の学級編制標準が現行のままであること、加配の振り替えなどをあてることで純増が抑えられ結果的に予算減となることなど、大きな課題が残されています。

2021年1月から始まる通常国会で課題の解消を迫り、予算案の組み替えで、小・中学校すべての「少人数学級」前進、高校標準法改正による高校の「少人数学級」実現、教職員の長時間過密労働を解消するための教職員定数増を求める必要があります。

### (4) エアコン行き渡らない緊急整備事業

エアコンの整備については、「緊急整備事業」の最終年度に当たり、2020年夏までに全校の普通教室と一部の特別教室、管理諸室での整備が完了しました。

しかし、「緊急整備」の対象となった特別教室は13%（250/1892教室）、管理諸室については32%（578/1801室）であり、引き続きの整備が必要で

す。交渉などでの現場からの強い要望に対し、県は「エアコンは現在設置されたものをフルに活用していただきたい」などと回答していましたが、高教組確定交渉の最終場面で「冷房設備の設置について、努力する」という口頭メモを確認し、今後も引き続き設置について努力することが示されました。

### (5) 学習空間デザイン検討委員会最終報告

「県立学校学習空間デザイン検討委員会」の最終報告書が8月に提出されました。検討委員会は、第2期再編を前にして、これからの高校の施設のあり方を検討するとして、2018年8月に発足しました。委員は建築、防災、環境、財政などの専門家で構成され、この2年間に5回の検討会が行われてきました。

報告書では、自然光にあふれ、風が通り抜ける快適な空間、図書メディアラーニングセンターを中心に様々な学びに対応できる大中小の教室の配置、地域の人や企業の人々が日常的につどう「地域連携協働室」など、「理想的」な空間が提案されました。

しかし、これらの理想的な空間を整備・維持管理する手法として、PPP（官民パートナーシップ）やPFI（民間資本活用）が強調されています。知事は、報告会の最後に「（報告書にある）地方自治体との施設共用や多目的利用」に強い関心を示し、言及しており、今後の動きに注視が必要です。

### (6) 各学校の教育条件整備を目指す「PTA署名」

11月17日、県庁議会棟においてPTA署名提出集會が開かれました。2020年度はコロナ禍のもとで、各学校のPTA役員、職場代表は参加せず、県高P連から西協会長に参加して頂いた以外は、高教組本部・支部代表のみでの提出集會となりました。提出した署名は各校合計7万5千余筆で、41年間の累計は952万筆に達しました。

要請は、事前にPTAから寄せられた意見を織り込みながら、支部ごとにおこなわれました。どの学校からも老朽化した校舎や設備の問題に要望が集中し、エアコン設置については緊急整備の対象にならなかった特別教室や研究室などへの計画的な設置が強い要望として出されました。トイレについては「洋式化」とともに臭気対策など総合的な改修が必要です。また、多くの地域から「生徒の足の確保」のための列車・バスのダイヤの見直しや増発の要求、バス代などの補助金増額の要求が出されました。

尾島教育次長は、「台風被害や、コロナ禍など度重

なる被害で県財政は厳しいが、要望をしっかりと受け止め、着実にひとつずつ実現していきたい」と述べました。

#### (7) 昨年を上回った県民教育署名

各学校の教育条件整備をもとめる「PTA 署名」と並行して、9 月から全県で集められた「県民教育署名」の県知事への提出が、12 月 17 日県庁で行われました。この署名は、2020 年度で 32 年目となり、累積は 1497 万筆になりますが、2019 年度を上回る 15 万 9127 筆（2019 年 15 万 1361 筆）が集約されました。提出行動はコロナ禍で時間と参加者が制限される中、両教組代表のみで行いました。

知事への署名提出の後、それぞれの教組から重点要求を知事に訴えました。高教組からは、エアコンの緊急整備事業の対象とならなかった部屋への設置、需用費の増額、長時間過密労働改善のために教職員を増やすこと、再編や高校入試制度の慎重審議などについて訴えました。また「PTA 署名提出集会」でも保護者から強い要望を出された「生徒の通学・帰宅の足の確保」についても要請しました

阿部知事は要請に対し、「多くの署名が集まったことに感謝する。切実な課題と受け止めたい。」と述べ、「期待通りにどっとは改善できないが、徐々に改善していきたい。少人数学級については、財務・文科の折衝で小学校 35 人となったが、世論がもっと強くなっていくことが重要。GIGA 構想などでこれまでとは違う負担が教職員にかかるが、子どもと向き合う時間を確保できるようにしていきたい」と述べました。エアコン設置・トイレの改修などについては「課題として認識している。今はコロナの生活支援などに予算を振り向けなくてはならないが、大きな予算がかかる事業をもっと計画的に出来るようにしていきたい」との方向を示しました。

「県民教育署名」の国会提出は例年 2 月初旬に支部代表も参加しおこなってききましたが、今年度はコロナ禍の中で東京に行くことはやめ、県選出の国会議員を通じ郵送で国会に提出することとしました。

#### (8) 通級指導の条件整備

長野県内では 2019 年度中学校特別支援学級の卒業生 824 人（2018 年 721 人）の内、高等学校への進学者は 608 人、73. 8%（同 520 人、72. 1%）、特別支援学校高等部へは 169 人、21%（同 160 人、22. 2%）が進学しています。高等学校への進学者比率は 69. 8%（2016 年）、72. 6%（2017 年）、72. 1%（2018

年）と 7 割を超え全国 2 位の進学率です。高校で医師による発達障がいの診断を受けている生徒の割合は 0. 36%（2007 年）が 3. 15%（2019 年）3. 39%（2020 年）と毎年増加し続けており、全ての高校において特別支援を必要とする生徒数は増加をしています。

2018 年度より通級指導教室が高校において制度化されました。箕輪進修高校、東御清翔高校、2020 年度から松本筑摩高校午前部・午後部でも通級指導が開始されました。

「通級による指導」に関しては、特別支援教育の意義やインクルーシブ教育の重要性を教職員が共通理解して取り組むことが必要です。

通級指導教室の課題は教員の加配、施設設備のための予算、中学校との連携体制構築、進路指導、教員の指導力の向上など多岐にわたります。教育条件の整備や教職員の増員が伴わない限り、特別支援教育は形骸化し現場の負担感のみが増すことになります。全ての高校において課題解決に向けての取り組みが重要になっています。

## 6 教職員の働き方改革

### (1) 教職員の長時間過密労働の実態

教職員の過酷な労働環境は深刻で、いのちと健康を脅かす重大な問題となっています。

高教組が 10 月に実施した「いのけん月間」の「労働実態調査」は、741 人の組合員の協力を得ました。集計結果によると、平日の時間外労働の平均は 2 時間 8 分、土日については平均 2 時間 42 分で、それをもとに 1 ヶ月の平均時間外労働を計算すると 66 時間 28 分となりました。2020 年度は、コロナ禍による部活動の制限があり、全体的に減少傾向となっていますが（2018 年度 76 時間 14 分、2019 年度 72 時間 58 分）、コロナ禍で感染予防対策を徹底しながら、生徒の健康管理や消毒などの業務負担の増加がみられます。

勤務時間削減の策でもある勤務の割振りの対象業務別実施状況は、文化祭・校外指導・外部会議が上位をしめていましたが、文化祭に次ぎ土曜補習が 20. 3%となり外部会議は 9. 2%でコロナ禍の影響がみられます。勤務の割振りについては 82. 7%が振替先がないと回答しており、長時間労働の解消になっていません。

また、県教委が発表した高校の長期療養休暇者は、休職者を含め毎年増加傾向でしたが、2019 年度は減少となりました（2017 年度 65 人、2018 年度 71 人、



2019年度49人)。療休・休職者の主な疾病は、精神系疾患が57.1%で目立ちます。執行委員会でも、若年層（新採者含む）の休職や退職等の問題について報告されており憂慮すべき事態です。

文科省実施の教員勤務実態調査でも教職員の厳しい勤務実態が報告されており、それをうけて中教審は、学校に新たな業務負荷をする場合は、学校の業務を増やさない、または減らすようスクラップ・アンド・ビルドを原則とする体制が必要だとしています。

長時間労働がなかなか解消されない中、ストレスチェックは特に高校現場での実施率が63.9%（2019年度68.8%）と低い実態となっており、教職員の受検者に占める高ストレス者数の割合は12.4%で、県職員の中で高い数字です。教職員のいのちと健康を守るためにも、わずかな時間で実施可能なストレスチェックを形骸化せず、職場環境改善に生かす取り組みが必要です。

## (2) 「1年単位の変形労働時間制」

2019年12月4日、公立学校の教員を「1年単位の変形労働時間制」で働かせることを可能とする法案が強行可決され、それを受けて長野県では、6月県議会で「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例を一部改正し、文科省指針に基づき県教委は、教育職員の健康および福祉の確保を図るための措置」を講ずることとしました。そのため県教委は、7月定例会議で「県立学校教職員の業務量の適切な管理に関する規則」を定め、県立学校の教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の上限を原則として、1日45時間1年360時間の範囲内とするため、教職員の業務量の適切な管理をおこなうとしました。しかし、「1年単位の変形労働時間制」導入の前提条件となっている客観的勤務時間の把握については、いまだ自己申告による把握となっており、客観的勤務時間の把握はされていません。「1年単位の変形労働時間制」は、1日8時間労働の大原則を壊す労働法制の大改悪であり、かつ教職員の長時間過密労働を固定化し助長する恐れがある制度です。

「1年単位の変形労働時間制」導入の全国状況は、北海道で条例案が可決しています。北海道教委は道高教組・道教組との交渉の中で、学校における働き方改革をすすめるための1つの選択肢であり、意向調査を実施したと回答しています。しかし、道高教組と道教組が実施した緊急アンケートで96%の教

員が意見を聴かれていないとの報告がありました。その他東京・千葉などいくつかの県で検討が始まり議会提案の準備が進められていますが、高知県では12月議会提案を見送っています。

高教組は、「1年単位の変形労働時間制」導入を許さないために学習討議資料を作成しました。また、9月には「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定をおこなわないことを求める署名を実施し、議会請願の準備を県教組・障教組とともに進めています。

## (3) 標準的な職務の明確化

文科省は7月17日「1年単位の変形労働時間制」導入を可能にする改定給特法の施行（2021年4月）に向けて、省令・指針や「導入の手引き」、Q&Aの更新を発出しました。この通知に合わせて「教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例」及び「事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例」を発出、「学校・教師が担うべき業務の範囲」について都道府県教委に「学校管理規則」改定などの対応を求めました。

「職務の明確化」は「必ずしも教諭等が担う必要のない業務」とされたものを事務職員をはじめ他の職種やサポートスタッフ・地域ボランティアなどに「職務」として位置づけようとしています。そのために必要な人員配置や増員の計画は示されていません。また、さまざまな職種の教職員が専門性を活かし協力・共同して教育活動にあたっている学校に、「規則」によって「職務の明確化」を持ち込むことは分断につながります。

「職務」は労働条件の根幹をなすものであり、教職員組合との交渉事項であるにもかかわらず、「通知」に交渉事項であると記載がないことも、重大な問題です。

## (4) 部活動のありかたと手当問題

9月1日文科省は「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を公表し、「部活動は生徒にとって教育的意義の高い活動である一方で、教師の献身的な勤務に支えられており、もはや持続可能な状況にあるとはいえない」という認識を示し、教師の勤務を要する日（平日）において学校の活動として行われる部活動（学校部活動）と教師の勤務を要しない日（休日）において地域の活動として行われる部活動（地域部活動）との連携を図りながら、地方自治体等において、地域部活動の実施のために必要

な取り組みをおこなうことが求められる」とするなど、これまでになかった考え方を示しました。長年、学校単位でおこなわれてきた部活動について大きな変更となることから、生徒・保護者、教師・地域スポーツ団体などの声を聞きながら詳細な検討が求められます。

県教委が定めた「運動部活動方針」(2019年2月)では、「平日・土日の部活動時間を長くても3時間以内」としたことを受けて、部活動手当引き下げ(4時間程度3600円から3時間程度2700円)が強行されました。しかし、3時間に収まらない活動があることは県教委も認めざるを得ず、矛盾が広がっています。部活動指導については、組合員の中にもさまざまな意見があります。超過勤務の相当部分を部活動指導が占めていることも事実ですが、今後も職場、高教組全体で議論を深めていく必要がある課題です。

## 7 長野県教員育成協議会と「ICT教育推進と研修」

(1) 2020年度長野県教員育成協議会で「長野県教員研修計画策定のポリシー」(以下「ポリシー」)が提起されました。これは文科省の「教職員研修に関する主な提言について」(2020年)で教職員研修の充実に努めることが通知されたことによります。

県教委はキャリアアップ研修Ⅰ(5年経験者研修)のセルフチェックデータから、ICT活用に係る教師の自己評価が低い傾向にあると分析しています。

現状の課題を改善するために「ポリシー」では、現在、初任者研修夏期宿泊研修で「ICTを活用した授業づくり」を実施していますが、2021年度(R3年度)からICT指導活用力研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを初任者研修、2年次研修、キャリアアップ研修Ⅰで実施すると変更しました。この研修では大学等との連携で、信州大学から教員を招聘、また集合型とオンライン研修などベストミックスによる効果的な研修の実施をしております。ICT活用指導力向上を教員研修計画に位置付けるものです。

県教委は教員育成協議会で、キャリアアップ研修Ⅱの実施時期の弾力化の提起も行いました。10年経験者研修と免許状更新講習の時期等が重複することで生じる負担を、相互認定の促進で軽減しております。また「教育公務員特例法及び施行令」の改正に伴い、現在、研修対象となっている教諭等の

在職期間10年と研修実施期間1年以内を課題と位置づけていますが、今後、実施時期の整備がなされることとなります。官制研修は現場の実態を考慮し、画一的に強制されないようにする必要があります。また官制研修により学校業務において負担増となることは、学校運営や生徒への支障が生じることになるので軽減が図られるべきです。

### (2) 情報セキュリティ研修

7月に「令和2年度県立学校情報セキュリティ研修会」の実施方法が、県教委から発出されました。「長野県立学校情報セキュリティポリシー対策基準」に基づいて、全教職員を対象に10月20日から12月25日に実施されました。2020年度はコロナ禍のため「eラーニング」による研修を実施しその情報の提供が県教委からありました。非常勤講師も研修対象となりましたが、PC端末が貸与されていない状況の下、校内で伝達講習を受けることとなりました。研修が日常の業務や教育活動の増加とならないことや非常勤講師に対するPC端末の貸与については早急に対応するように申し入れをしました。

### (3) 「長野県ICT学び推進委員会」と「ICT教育推進センター」

現在までに長野県ICT学び推進委員会が3回開催され、1人1台端末環境、クラウドを含めた利活用について検討をしてきました。県立高校ではほぼすべての生徒が教育クラウドIDを持つようになり、3年後には県内で統一されたクラウドIDを持つことになると説明がなされています。これらの施策を実施するために2021年度にICT教育推進センターの設立に向けて動いています。現在はセンターの枠組みや義務教育、高校から人選等について議論がなされています。ICT教育推進センター設立後の教育施策に対しては注視する必要があります。ICT教育が教員の専門性の下、創造的に行われることを保障するよう要求します。

### Ⅲ 2020年度の主な交渉の成果

#### 1 人事院勧告

人事院は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、勧告の基礎となる民間給与の実態調査を、例年より時期を遅らせた上で、2回に分けて実施しました。その結果を受け、一時金については10月7日、月例給については10月28日に、それぞれ政府と国会に対して「国家公務員の給与に関する勧告と報告」を行いました。全労連に結集した民間の春闘期のたたかいや、全教・公務労組連絡会に結集した賃金改善要求署名などで粘り強くたたかいましたが、ボーナスは11年ぶりの引き下げ、月例給については据え置き勧告・報告となりました。

そもそも一時金のみを先行して勧告したことは、国会会期との関係による極めて政治的なものであり看過できるものではありません。また月例給を据え置く報告を行なったことについても、コロナ禍で最前線に立って働く公務労働者の生活改善には程遠く、人事院が労働基本権制約の代償機関としての役割を果たさない極めて不十分な内容と言えます。

勧告ではボーナスについて、0.05月引き下げ4.45月としたうえで、引き下げ分を民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当から差し引くこととしました。引き下げ分を、勤務評定を支給割合に反映する勤勉手当から差し引くのではなく、在職期間に応じて一定の割合で支給される期末手当から差し引くことは、政府・人事院が勤務評定を重視し、能力・実績主義をさらに拡大・強化しようとしている証でもあります。

今年の勧告では、実質賃金が低下する一方の高齢層職員に対する配分は行われませんでした。再任用職員のボーナスは、引き下げとなった一般職員とは異なり、据え置きとなりました。しかし、ただでさえ低水準で働く再任用職員の生活改善のためには、給与水準を引き上げる必要がありボーナスの据え置きでは不十分です。

「公務員人事管理に関する報告」では、非常勤の労働条件について昨年度新設された夏季休暇制度のことに触れ、引き続き必要な検討を行うことが示されました。また新型コロナウイルス感染症への対応の一つとして、3月に各府省に示された「職員や親族に発熱等の風邪症状が見られる場合や小学校の臨時休業等により子の世話をを行う必要がある場合等で出勤することが困難と認められるときは、非常勤職員も含めて出勤困難な場合の特別休暇（有給

の対象とする」ことが改めて述べられました。非常勤職員の労働条件改善は私たちの切実な要求の一つであり、これまでの運動の成果といえます。

定年延長については、3月に国会に提出された「国家公務員法等の一部を改正する法律案」が審議未了で廃案となったものの、7月に閣議決定された「骨太の方針」の中で、「2018年の人事院の意見の申出も踏まえ、公務員の定年引上げに向けた取組を進める」とされていることから、「高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、定年を引き上げるための措置が早期に実施されるよう改めて要請」するとして政府に早期実施を求めています。

報告では月例給について、今年4月における官民較差として国家公務員給与が民間給与を「1人当たり平均164円、0.04%」上回っているものの、官民給与の較差がきわめて小さいことから改定を行わないこととしました。

#### 2 長野県人事委員会勧告

県の人事委員会に対しては執行部による要請行動、地公労大型はがき（高教組951筆）や県労連要請署名（高教組2582筆）などに積極的に取り組み、コロナ禍においても国（人事院や総務省）の強い技術的助言（圧力）に屈せず、長野県人事委員会の独自性を堅持した勧告を出すよう繰り返し要請しました。

人事院勧告が2回に分けて行われたことから、長野県人事委員会も人事院と同様に、一時金について10月27日、月例給については11月12日と2回に分けて知事と県議会に勧告・報告を行いました。

勧告では、ボーナスについては、0.07月分民間を上回っており、これまで民間における特別給の支給割合と比較し0.05月単位で改定を行ってきた経過を踏まえ、国や他の都道府県の状況も十分に考慮した上で、支給月数を0.05月分引き下げるものとなりました。

今年の勧告でも、実質賃金が低下する一方の高齢層職員に対する配分は全く行われませんでした。とりわけ再任用職員については、ボーナスについても一般職員と同様に引き下げとされ、ただでさえ低い水準で働く再任用職員の生活改善の課題は取り残されました。労働条件改善を求める切実な要求を無視するものであり、定年前と変わらない業務に追われる実態を鑑みると、決して容認できるものではありません。

りません。

定年延長については人事院勧告を踏まえ「今後の国家公務員法等の改正状況や他の都道府県の動向を注視しながら、本県の実情を踏まえて、速やかに制度を導入できるよう検討を進めていく必要」があると示しました。

一時金引き下げという残念な勧告ではありましたが、一方でこれまでの取り組みの成果である次の二点については守ったものであるともいえます。一つ目に長野県では2014年以降、県人事委員会が独自の給料表を作成し、国基準よりも高い給料表となっていること。これまでの取り組みが、国基準の給料表への引き下げを押しとどめたことは注目すべき点です。また、2018年度の勧告で触れられた55歳を超える職員の昇給についても、現行どおり1号俸ずつの昇給を維持させたことです。とはいえ今年の勧告でも人事管理に関する課題として、「55歳を超える職員の昇給抑制について、早急に検討していくことが必要」と触れられていることから、2021年度においても重要な取り組みとなります。

報告では、月例給について民間との比較で74円(0.02%)下回っているものの、職員の給与と民間従業員の給与がほぼ均衡していることから、給料表の改定を行わないことが示されました。

### 3 地公労確定交渉

#### (1) 今年度の交渉の特徴

今年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、例年に比べ勧告の時期が大幅にずれ込み、それに伴い一時金に関する勧告が先行して出されたことから、地公労交渉についても月例給を除く部分について11月9日に先行して行いました。感染拡大防止の観点から、例年よりも参加者数を大幅に減らした交渉であることに加え、次年度の県の財源が140億円不足するとの情報もあり重く厳しい認識の下で交渉が始まりました。交渉団からはコロナ対応で懸命に働く職員の実態を訴えるとともに、最前線で奮闘する職員の生活改善について強く求める声が上がりました。

女性部からは昨年度の交渉でも訴えた、障がいをもつ子を養育する親の部分休業の新設を求める声が寄せられました。また司書部からは今年度新たに導入された会計年度任用職員制度に関わって、処遇改善を求める発言がなされました。

1次回答では「初任給の上位制限の改善」「小学校就学から9歳に達する日以後の最初の3月31日ま

での間にある子を養育するための部分休暇の新設」など、いくつかの前進回答が示されました。しかし会計年度任用職員の期末手当について、1次回答で「再任用職員の支給月数0.05月減に連動して、1.40月の支給」ということが示されたため、交渉団で複数回にわたり再検討を求めました。低水準の賃金で働く会計年度任用職員の生活を守るために粘り強く交渉を重ねた結果、「1.45月」を維持するという回答を引き出し妥結に至りました。弱い立場にいる職員の生活を守るために労働組合が一丸となって当局とたたかい、守り抜くことができたという点で労働組合の重要性を改めて感じる交渉となりました。

その後、11月12日には人事委員会から月例給について据え置き報告が出されたことから、改めて交渉の場を持つことはせず、地公労交渉の一切を妥結する運びとなりました。

#### (2) 地公労確定交渉の主な成果

##### ①人事委員会勧告の完全実施

一時金0.05月引き下げのマイナス勧告ではあったものの、県独自の給与カットをさせず、勧告を順守した給与改定とさせるために確認したものです。

##### ②初任給の上位制限について、任命権者において改善を検討する。

臨時的任用職員(常勤講師等)は年度ごとに任用されるため、賃金については毎年初任給という扱いです。2019年の交渉に引き続き常勤講師の上位制限が引き上げられることになりましたが、具体的な内容については高教組の確定交渉に引き継がれました。

##### ③小学校就学から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するための部分休暇の新設について検討する。(令和3年4月1日適用)

当初要求していた「障がい児を養育するための部分休業制度の新設」でなく、小学校1年から3年の子を持つ職員であればだれでも利用できる制度が新設されました。これは子育て支援制度の拡大であり、大きな前進です。しかし、障がいを持つ子を養育するという部分においては、期間の延長または制度の新設などこれからも要求を続けます。

##### ④失職の例外の通勤への拡大について検討する。

(令和3年4月1日適用)

地公法では、職員が禁固以上の刑に処せられると失職することが定められていますが、特例条例を作ることで失職を免れることができます。失職の例外

が通勤に拡大されたことで、交通用具を使用する職員が通勤時に過失により事故を起こした場合でも、身分が守られることが可能となります。ただし、教育職員については条例適用後であっても、教員免許法により禁固以上の刑で教員免許が失効してしまうという課題が残っているため、失職は免れません。⑤会計年度任用職員の期末手当について、令和2年度の支給割合を1.45月とするよう検討する。

「会計年度任用職員の期末手当は再任用職員の支給月数1.45月を基準として定めた」という県当局の認識により、1次回答では「再任用職員の支給月数0.05月減に連動して、1.40月の支給」という内容でした。粘り強く交渉を重ねた結果、「1.45月」の支給を守り抜きました。

#### 4 高教組確定交渉

##### (1) 今年度の交渉の特徴

11月10日に高教組確定交渉が行われました。交渉開始時点で月例給に関する人事委員会勧告が出ていなかったこともあり、この日は回答の受け入れを行わずに、交渉団から意見や要求を訴える場としての交渉となりました。地公労確定交渉から任命権者ごとの交渉に結論が委ねられたものもあり、要求実現に向けて重要な局面を迎えた交渉でした。昨年度大きく前進した講師の上位制限の要求については、講師再任用部を中心に上位制限の即時廃止を求めて強く訴えました。また前日に行われた地公労交渉に関わって、子育てに関する部分休暇の新設について女性部から具体的な制度の内容や運用に関する発言がありました。さらに各校でコロナ対応の中心となっている養護教諭の課題についても、養護教員部から強い要求がありました。現場から多くの発言が寄せられた交渉でしたが、月例給に関する人事委員会勧告が示されたのちには改めて交渉を再開することを確認し、17時に交渉を中断しました。

その後11月12日に月例給部分の人事委員会報告が出されたことから、11月17日のPTA署名提出集会の終了後16時から交渉を再開しました。1次回答では地公労交渉を踏まえ、初任給の上位制限についての具体的な改善が示されるとともに、司書部が専門部交渉で強く要求してきた会計年度任用職員の司書希望者の登録制度の検討、6月1日より恒久化した時差勤務活用のための環境整備について努力するなどの前進回答が得られました。しかし、非常勤講師の報酬に関する課題、ICTに関する課題への対応、「新しい学びの指標(案)」に関する今後の対

応、の3点については再回答を求めることを交渉団会議で確認し、役員段階で再度当局に検討を求めました。

その結果、第2次回答では、非常勤講師の報酬について報酬対象業務に人事評価に係る面談を追加することが盛り込まれ、ICTについても課題が生じた場合には誠実に対応することが口頭メモに追加されました。

また「新しい学びの指標(案)」について、交渉のまとめで細尾委員長から「今後も意見交換・懇談の場を持つということでもよろしいか」との問いに対し、原山教育長から「それで結構です」との返答を引き出しました。

以上の経過を踏まえ、交渉団が要求した事項がおおむね受け入れられたと判断し、交渉妥結に至りました。

##### (2) 高教組確定交渉の主な成果

①初任給の上位制限について、令和元年度時点の号俸から、最高号俸との差の2分の1相当の号俸数まで緩和し、次のとおり60歳未満の者に適用するよう検討する。(適用日：令和3年4月1日)

- ・行政職 1級67号俸
- ・教育職(2) 1級112号俸

2019年度の確定交渉で得られた「初任給の上位制限について、最高号俸との差の3分の1相当の号俸数を緩和し、次のとおり60歳未満の者に適用するよう検討する。」という回答に基づき、今年度も上位制限の改善について要求を続けてきました。コロナ対策等により県財政が圧迫されている中でしたが、常勤講師の初任給の上位制限改善について前進回答を引き出しました。これにより教育職(2)の職員については、初任給の上限が現行1級98号(月額309,800円)から1級112号俸(月額321,500円)まで改善することになります。

②会計年度任用職員の司書希望者に係る登録制度について検討する。

この間、司書部が強く訴えてきた要求を県が受け入れました。具体的な仕組みは司書部と今後協議されます。

③時差勤務活用のための環境整備について、努力する。

6月1日から恒久的な制度となった時差勤務について、必要な職員が利用しやすい仕組みになるよう時間割や分掌上の配慮などについて県(管理職)が努力することが示されました。

④非常勤講師の対象業務に人事評価に係る面談を追加し、令和2年12月31日に在籍する者から適用するよう検討する。

今年度から一般職となった非常勤講師は人事評価が必要になり、学校長が年1回面談を行うこととなります。この面談を報酬対象業務とみなすことができるようになります。

⑤時間外勤務縮減のため、勤務実態の把握に努めるとともに、労使協議会を通じ、改善策について、引き続き研究する。

⑥育児や介護を支援する各種制度の更なる周知について、努力する。

⑦長野県職員子育て支援プラン及び長野県女性職員活躍推進計画の着実な推進について、引き続き努力する。

⑧「県立学校子育て支援相談員」の研修について、引き続き努力する。

⑨各学校の所属所安全委員会における時間外勤務の縮減のための効果的な取組について、校長会等を通じて周知する。

⑩教職員の健康管理・健康づくり支援の充実について、引き続き努力する。

⑪教員免許更新制に伴う教員の履修状況の把握について、引き続き努力する。

⑫少人数教科の採用について、引き続き努力する。

⑬A ブロック校に対する教員の加配等教育条件の整備について、引き続き努力する。

⑭帰国子女等に対する教員の加配について、引き続き努力する。

⑮学校司書研修の内容の充実について、引き続き努力する。

⑯長野県立図書館との相互貸借に係る送料の予算措置について、引き続き努力する。

⑰教員採用試験の女性の受験者が増加するような取組について、引き続き努力する。

⑱実習助手の採用について、引き続き努力する。

⑲総合教育センターにおける化学薬品に関する研修会の開催について、引き続き努力する。

⑳クラブ顧問の消耗品費について、1校当たり3万円措置するよう検討する。[単年度措置]（適用日：令和3年4月1日）

②教員の採用数について、引き続き努力する。

③特定校に講師が集中しないよう、引き続き努力する。

④行政職員の昇任・昇格について、引き続き努力する。

⑤「職場におけるハラスメント防止要綱」の周知について、引き続き努力する。

⑥冷房設備の設置について、努力する。

緊急整備事業は終了しましたが、特別教室や管理諸室等で未だ冷房設備が設置されていない状況を鑑み、個別の状況に応じて引き続き設置について努力することが示されました。

⑦トイレの洋式化について、引き続き努力する。

⑧ICT 環境整備について、課題が生じた場合には誠実に対応する。

ICT に関する様々な課題については高教組への丁寧な情報提供を行うことや様々な要望に誠実に対応することを約束させました。

⑨非常勤講師の業務範囲について、学校長に周知するよう引き続き努力する。

⑩定時制・通信制における養護教員の配置について、引き続き努力する。

#### 口頭メモ

①校用または農林業務を担当する職員の安全衛生研修の受講について、学校長に周知するよう努力する。

## IV 2021 春闘方針

### 1 2021 春闘の重点課題

(1) 全労連・国民春闘共闘委員会の提起に教職員の立場から積極的に参加します。

コロナ禍の中で明らかになった新自由主義的経済政策の誤りを抜本的に転換させ、働く者の命と暮らし、雇用と権利を守る取り組みを全労連・県労連に結集して進めます。

最低賃金闘争を最重要課題と位置づけ、全国一律最低賃金制度の確立を目指して、2020年の県労連最低生計費調査の結果を活用し、「最低賃金目指せ1500円」の実現を目指して取り組みを進めます。

春闘期の民間労働者の賃金改善、最低賃金の地域間格差是正と人勧闘争を一体的なものとして位置づけ、すべての労働者の賃金改善を求めるたたかいを、年間を通じて官民共同で取り組みます。

(2) 教職員のいのちと健康を守り、働きやすい職場づくりをすすめます。

公立学校への「1年単位の變形労働時間制」導入に反対し、地方自治体における条例改正を許さないたたかいを全国の取り組みに学びながら最重要課題と位置付けて取り組みます。職場・地域における対話・学習を重ね、効果的な時期に県議会請願を含めた取り組みを強化します。

学校における長時間過密労働解消のためには、教職員を増やして一人当たりの労働時間を減らす以外に解決法はなく、教育予算を増やし、教職員定数を抜本的に改善することこそが必要です。コロナ禍の中で少人数学級が具体的な国民的課題として注目を浴びています。全教に結集し、「せんせい ふやそう」の圧倒的な世論を構築して、長時間過密労働を解消し、ゆきとどいた教育を実現するために教育政策の転換と教育予算増の実現をめざす取り組みを強化します。

(3) 自公政権・改憲勢力による憲法改悪を許さないたたかいを強化します。

安倍政権の継承を掲げる菅政権は「日本学術会議人事への介入」に象徴されるように日本国憲法の根本を蹂躪する危険な性格を持っています。職場・地

域から様々なレベルでの共同を広げ、市民と野党の共闘を発展させ、改憲勢力が狙う憲法9条の改憲を許さず、憲法を守り生かす政治の実現を目指します。

(4) 高校改革と入試改革について県民の声を反映させる取り組みをすすめます

地域の協議会（懇話会）について傍聴を行いパブコメや住民説明会等で積極的に意見表明を行います。3月に策定が予定されている再編整備計画第2次（案）について分析を行い、住民説明会への参加要請と積極的な県民世論形成に努めます。動き出している統合新校の再編実施計画懇話会の傍聴を行い、懇話会の構成員に意見を伝えるなどの行動に取組みます。

「高校入試制度」については、「長野県の教育を考える会」と連携し、フォーラムの開催などを通し県民的な議論を呼びかけ、受検する生徒にとって公平公正で複雑にならない制度設計を求めます。

(5) 新年度の体制づくりと組織の拡大と強化

来年度の分会・支部の体制づくりを着々と進め、現役員と来年度役員候補を中心に職場要求を練り上げるとともに、各校の教育条件改善署名（PTA署名）や「保護者教職員のつどい」「PTA署名提出行動」など、高教組の財産である保護者との共同の取り組みの準備を積極的に進める必要があります。

2020年度内に新たな加入者を迎える努力はもろんのこと、異動期における脱退を防ぐことも必要です。2020度はこれまでに約90人を超える加入者を迎えましたが、残念ながら組合員数は2019年度末水準を回復できていません。異動期を中心とする脱退者を抑えることができれば、前年度末水準を回復し、それを上回ることも充分可能です。

2021年度の新規採用予定者は教諭・実習教員あわせて100人です。今後もしばらくは、100人程度の採用が維持される見込みです。その一方で退職者は100人を超える時期になってきたことから、新規採用者が当たり前のように高教組に加入する状況をつくりだすことがたいへん重要です。

## 2 具体的な取り組み

### (1) 体制の確立と組織の拡大・強化の取り組み

1) 働きやすい職場、働き甲斐のある職場をつくるために、高教組の拡大・強化を図ります。

①職場会、評議員会で2020年度の成果と2021年度の課題について認識を共有します。分会体制、支部体制を早期に確立し、年度内から現役員、新年度役員を中心に職場要求、支部要求を練り上げ、新年度の校長交渉に臨みます。

②未組合員に加入を呼びかけます。その際、分会役員だけでなく、さまざまなつながりを活用して未組合員にあたりきります。2021年3月までに2019年度末水準の回復、全県で40人増をめざします。

③今年度、段階的な上位制限の改善のあった常勤講師と、一時金の水準を守り切った会計年度任用職員、コロナ禍で様々な条件を改善させ、賃金についても高教組が大きな改善を勝ち取ったことから、非常勤講師の組合加入を特に重視して取り組み、2月～3月での集中加入月間の取り組みを行います。

④2020年度の新規採用者で未加入の方に対して、秋の加入促進月間で加入の取り組みを行いました。改めて2月～3月に地公労確定交渉・高教組確定交渉の成果をまとめた文書と加入の呼びかけをダイレクトメールとして作成し、各分会に届けます。分会では、該当者にダイレクトメールを渡し、必ず対話しながら加入を呼びかけます。

⑤組合員が異動する際には、コロナ禍で送別会や歓迎会の開催が難しい中ですが、温かい職場づくり、人間的なつながりを重視して異動期の組合脱退を防ぐ工夫をします。

⑥再任用予定者に対しては、希望に沿った任用を獲得するためには組合加入が必要であることを訴え、引き続き組合員であるよう働きかけます。

⑦全教共済、全教自動車保険、高校生協の普及と拡大で、高教組の組織拡大につなげます。また、新採の組合加入者については、「総合共済」「生命共済3口」「医療共済3口」の1年分の掛金を高教組で負担する制度を維持します。

2) 態勢確立学習交流集会を松本市勤労者福祉センターにおいて2021年3月20日(土)に開催し、新年度に向けた取り組みを確認・交流します。

3) 4～6月を2021年度「第1期組織拡大強化月間」に設定し、「すべての教職員を高教組に」の立場に立って組合加入に全力で取り組みます。

①異動にともなう脱退を防ぐために、年度当初に異動者の組合加入状況を分会に届けます。

②2021年度新採者(教諭、養護教諭、実習教員あわせて100人予定)の100%加入を目指し、辞令交付日に高教組加入を呼びかける「任用式行動」を行います(コロナ対応で変更があります)。加入促進グッズ、加入申込書などは各分会に送り、分会役員から対話をして加入を呼びかける取り組みを行います。

③4～6月に支部ごとに青年部・講師再任用部と連携して、新採者・青年講師の歓迎会に取り組みます。コロナ禍で歓迎会の開催が困難な状況も予想されるため、それに代わる取り組みを改めて提起します。

④教文会議への加入を分会全体で進めます。

4) 民主的な職場づくりをめざします。

①分会活動を重視し、分会役員会、職場会の定例化、職場新聞の定期発行を目指します。

②主任手当抛出の歴史的な経緯を確認しながら、手当の100%抛出を目指します。

③各種委員会の民主的な構成と運営を重視します。

### (2) 憲法擁護、平和と民主主義を守り、国民生活を擁護する取り組み

1) 憲法擁護、平和と民主主義を守る取り組みを進めます。

①憲法や平和をめぐる情勢について、支部・分会での学習を通じて共通理解を広げるとともに、主権者たる高校生の自主的で主体的な学習を援助します。

②自衛隊の9条への明記や緊急事態条項など、菅政権が前政権を引き継いで「戦争する国」づくりのためにおこなう憲法「改正」発議を許さない世論形成のための取り組みを、「信州市民アクション」などとともにすすめます。

③オール沖縄のたたかいへの全国的な支援をさらに強化し、辺野古新基地建設の断念と普天間基地の早期撤去を迫るための取り組みをすすめます。

④2021年1月に発効する核兵器禁止条約に、日本政府が早期に参加することを求め、核兵器廃絶に向けた新しい署名「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名」の取り組みをすすめます。また3・1ビキニデー・オンライン集会の成功のために尽力します。

⑤国民の人権や市民団体・労働団体の活動、マスク等への圧力が強まっているもとの、平和・人権と立憲主義・民主主義をまもるとりくみを強化します。安保健法、特定秘密保護法、共謀罪の廃止も求めて、ねばり強く取り組みを継続します。

⑥国政・地方政治の民主的な転換をもとめるとりく



みを強化します。今後行われる各種選挙にむけては、主権者として有効な1票を投じることができるよう、学習や討議をすすめます。

2) 国民生活擁護など国民的な課題に取り組みます。

①全国各地で頻発する自然災害による被災地の復旧・復興に取り組みます。

②フクシマ原発事故10周年にあたり、原発ゼロと省エネ社会への転換を目指し、イレブンアクションを中心として各地で取り組まれる集会を成功させ、原発ゼロの世論をさらに盛り上げます。また、再生可能エネルギーの普及を進めます。

③地方自治の原則を破壊し、ナショナルミニマムを放棄する地域主権改革に反対します。

④農業の破壊、国土の荒廃につながるTPP11や日本とEUやイギリスとのEPAにもとづく二国間・多国間協定に反対する協同の取り組みを引き続き進めます。

(3) 生活と権利、いのちと健康を守る取り組み、自主的・民主的な人事の推進

1) すべての労働者の賃金上げをめざして官民一体の春闘を進めます。

①官民一体で「雇用とくらし」を守る「官民共同」の春闘をすすめ、公務員賃金の引き上げと民間賃金の引き上げの相乗効果を図ります。

②春闘回答直前の中央決起集会(3月5日)、長野県JMITUリリースト支援行動(3月11日)、全国一斉統一行動(3月10日)等に積極的に参加するとともに、地区労連の提起する諸活動に積極的に参加します。

③定年延長制度について学習を深め、地公労に結集して交渉でより良い制度導入を目指します。再任用職員の待遇改善に取り組みます。また、校長職での再任用については見直しを要求します。

④菅政権による社会保障解体攻撃を許さず、社会保障の充実を求めます。

2) 長時間過密労働の縮減、教職員のいのちと健康・権利を守る取り組みを進めます。

①「1年単位の変形労働時間制」の導入を許さないたたかいを職場学習、管理職との懇談、県議会請願、県教委要請など配置して進めます。

②勤務時間の割振りについて、その意義を確認するとともに、長時間過密勤務の縮減にむけて、積極的に活用します。また、本格実施3年目を終える「勤務時間の把握」の結果および「2020高教組労働実態

アンケート」の結果を活用し、長時間過密勤務の実態を明らかにして、その縮減を求めるとともに、職場でお互いの働き方を見つめ直し、勤務時間の割振りや休みの取りやすい職場づくりを進めます。

③職場の労働安全衛生体制の充実のために、所属所安全衛生委員会活動を活発にする取り組みを進めます。当面、すべての分会で4月当初に所属所委員会を開き、体制や方針を確立するよう働きかけます。また、県教委も所属所安全衛生委員会を活用して、時間外労働の縮減をめざしています。先進的な取り組みにも学び、時間外勤務の縮減に向けて、各校で創意工夫をするよう、検討を進めます。

3) 自主的な人事交流と人事の民主化を進めます。

①管理職信任度合調査に基づいて、不信任率の高い管理職に対する指導等を県教委に申し入れます。

②不当人事を許さないために、職場の人事闘争委員会としてヒヤリング同席の取り組みをすすめます。

③重点人事の実現を目指します。

④人事アンケート(分会アンケートは3月、個人アンケートは4月)を実施し、2020年度末人事についての取り組みを総括します。

(4) 憲法と子どもの権利条約に基づく民主教育の実現を目指す取り組み

1) 生徒たちが輝く民主的な学校づくりを進めます。

①生徒・保護者、地域の皆さんをはじめ、教育の当事者の論議により民主的な教育活動をすすめます。

②主権者市民教育[政治教育・憲法教育(平和、人権、民主主義の教育)・自治体験(学校運営参加、地域づくり参加)]を進め、生徒の民主的人格形成と能力の育成を実現する学校づくりをすすめます。

③教科「道徳」、新科目「公共」の設置など、子どもの内心にまで踏み込む政治介入を許さない取り組みを強化します。「道徳教育推進教師」の選出にあたっては、民主的に決定し、道徳教育「全体計画」については日本国憲法の理念(基本的人権の尊重、国民主権、平和主義)を視点として検証します。

④入試制度改革については、「長野県の教育を考える会」主催のフォーラムで出された意見をもとに制度の改善を求める運動を広げるとともに、新たな「調査書」導入の問題や各校の検査のあり方について議論を深めます。

⑤教育課程の編成権は各校にあることを確認し、生徒の実態を立脚点に校内論議を尽くして、教育課程づくりをすすめます。

⑥「3つの方針」は憲法・子どもの権利条約・ユネスコ学習権宣言と、生徒の実態をふまえて引き続き校内で検証します。

⑦「学びの基礎診断」については、アンケートにより問題点を明らかにして改善を求めます。また保護者負担の軽減について検討を求めます。

⑧「新しい学びの指標」については4月から全県質問項目のみの実施とされましたが、教育的な議論を積み上げて実施時期等の検討を行います。また学校独自質問についても、生徒の内心に踏み込む危険性を踏まえ、十分な検討を行い、より負担感が少なくなるような対応を呼びかけます。

2) 保護者、地域の人々との共同により教育予算増・教育費無償化・30人学級実現・教育条件改善を求める取り組みを引き続き粘り強く進めます。

①「高校改革」のあり方やすすめ方について、支部・分会・職員会などで十分な討議をすすめながら、生徒、PTA、地域とも共同の取り組みをすすめます。

②「高校の将来像を考える地域の協議会」、一次分の「懇話会」の傍聴行動を継続し、地域住民の意見を反映した議論となるよう働きかけます。

③2021年3月に予定される高校再編「第2次計画」が県民合意のものとなるよう県教委に求め、地域とも協力して取り組みをすすめます。

④第1期再編の高教組としての総括をすすめます。

⑤2020年度の「県民教育署名」・「PTA署名」、保護者教職員のつどいなどの取り組みを総括し、活動の教訓・成果・課題を明らかにし、新年度へ引き継ぎます。

⑥支部・分会でPTA役員との懇談をもつなど交流を深め、来年度の「保護者教職員のつどい」(9月上旬、中信地区)・「PTA署名提出集会」(11月中～下旬、長野市)の成功にむけて、準備をすすめます。

⑦生徒の学習権を保障するために、高校授業料無償化を復活させるとともに、給付型奨学金の拡充や教育費の完全無償化を求める取り組みを進めます。

3) 民主的で共同的な教職員評価制度の可能性を追求します。

①各校の教育目標をつくるにあたり、三者協議会等の取り組みに学びながら、教職員をはじめとする直接の当事者の議論を反映するよう取り組みます。

②教職員評価制度について、「評価・支援シート」の作成に当たっては、評価は給与に差をつけることを目的とするものではないとする観点から行うものと

する。(口頭メモ)という合意が守られるよう、また教員育成指標に基づく目標設定を強要されないよう、取り組みます。各分会で年度内に予定される期末面談にむけて、同僚との議論を通じて自己評価を検討します。期末面談はその自己評価をもとに学校長と対話する場と位置づけ、学校づくりの視点から次年度の課題が明らかになるよう積極的に取り組みます。

4) 「日の丸・君が代」の強制に反対し、生徒が主人公の卒業式・入学式を追求します。

①「日の丸・君が代」の学校教育への強制に反対し、生徒が主人公の卒業式・入学式を追求します。

②「日の丸・君が代」の卒業式・入学式における扱いがどう変化したか、「卒業式・入学式アンケート」をグーグルフォームを用いて実施します。

③県教委は、再編・統合校の開校式は、県の行事であるとして、「国旗」を会場ステージ上に掲揚し、「国歌」は式次第に入れて斉唱しようとしています。閉校式・閉科式については、各校の伝統を尊重するとしています。学校教育への強制に反対するという基本的な立場で粘り強く対応します。

5) 研修権を守り、自主研修を旺盛に展開します。

①教文会議の各種研究会に他の研修と同様に参加できることを保障させ、旺盛に自主研修を進めます。

②初任研・キャリアアップ研修対象者へのアンケートを実施し、初任研・キャリアアップ研修等における研修内容・方法の改善と充実、該当者の負担軽減をさせる取り組みを進めます。

③キャリアアップ研修Ⅲ(校外研修2日・校内研修1日)受講者にアンケートを行い、実態把握を行います。また、多忙に拍車をかけることがないように、研修計画や報告書が過重な負担にならないことを求めています。

(5) 教職員の福利厚生充実の取り組み

①教職員の福利厚生充実のために全教共済、全教自動車保険、高校生協の普及と拡大をすすめます。

②長野県退職教職員互助組合(退教互)の特別加入期間が半年延長され2021年3月31日までとなりました。退職後の医療費負担を補完する制度としての優位性について、現役世代の職員に対していねいに説明し加入を勧めます。

# 第4号議案 高校教育会館本館建替えに関する件

## 1 提案内容

高校教育会館本館建替えについては、公益社団法人長野県教育文化厚生協会の社員総会などで、会館建設に向けて確認をしてきました。会館建設委員会から中間報告を受け、本中央委員会で高教組としての確認を求めます。

## 2 建設基本計画について（議案書添付資料「会館建設委員会中間報告」のとおり）

### 3 高教組・厚生協会の資金調達について

#### (1) 解体費用

厚生協会から約2500万円

#### (2) 建設費用

科目	積立額（2020/3/31時点）	資金調達額	備考
専従役員補償引当金	182,546,332	120,000,000	厚生協会へ1億5000万円を無利子で貸付
救援資金	42,000,901	30,000,000	
闘争資金	84,285,661	30,000,000	高教組分の8000万円
特別修繕引当金	59,665,975	50,000,000	
合計	368,498,869	230,000,000	

専従役員補償引当金	組合員が専従役員として就任したことによって生ずる給与の損害その他給与の不利益（退職手当の不足分等）を補償するものです。2020年6月に1353万7291円支出しているの、現時点での積立額は1億6900万9041円あります。2020年度末～2021年度末で7人の専従役員が退職を迎えますが、その退職手当の不足分は、約1825万円になると予想されます。その後は、これまでの専従役員の退職は10年近くないことから、約3000万円を残しておけば、当面はやりくりできると考えられます。ここから厚生協会へ1億2000万円を無利子で貸し付けます。
救援資金	組合運動のために損害をこうむった組合員並びにその家族に対する救援のためのものですが、近年支出されておらず、1994年度から拠出も休止しています。ここから厚生協会へ3000万円を無利子で貸し付けます。
闘争資金	組合員の生活と権利を獲得する闘いの強力なる展開に必要な財政で経常支出で賄えない闘争費など、大きな支出を伴う闘争のためのものです。約5000万円を残しておけば、当面の闘争資金としては問題ないと考えられますので、ここから高教組分の3000万円を支出します。
特別修繕引当金	会館の大規模修繕のために積み立ててきたものです。新たに建設するにあたり、ここから高教組分の5000万円を支出します。

#### (3) 移転費用

厚生協会から約1500万円

## 4 今後の進め方

#### (1) 本中間報告に基づき、会館建設に向けて、各団体での確認・合意を行います。

県労連評議員会 2021年1月16日

県医労連中央委員会 2021年1月30日

厚生協会理事会 2021年2月3日

高教組中央委員会 2021年2月6日

#### (2) 今後は、会館建設委員会を中心に詳細な検討を進め、会館建設を行います。

公益社団法人長野県教育文化厚生協会  
会館建設委員会中間報告

2021年1月12日

公益社団法人長野県教育文化厚生協会 会館建設委員会

# I はじめに

当協会所有の高校教育会館本館は、1968年2月1日に供用を開始し、すでに半世紀を経過しました。この間、建築基準法の耐震基準が数度にわたって大幅に改正されていますが、本館はその改正基準を満たしておらず、仮に大規模地震が発生すれば、倒壊などの危険性があります。また、設備も老朽化し、修繕が毎年必要になる状況にあります。同時に、高教組が加盟する県労連所有の県労連会館（県労連、医労連などが入居）もすでに耐用年数を大幅に超過していることから、県労連や医労連でも会館のあり方を検討している状況にあります。

以上のことから、2017年度の社員総会において高校教育会館の今後のあり方について、長期的視野に立って検討するために「会館あり方検討委員会」の設置が決定されました。その後の検討経過は、次のとおりです。

2017年5月	社員総会で「会館あり方検討委員会」の設置を決定
2018年5月	「会館あり方検討委員会」中間報告
2019年5月	「会館あり方検討委員会」最終報告…【本館を解体し、全面改築する】 社員総会で「会館建設検討委員会」の設置を決定
2020年5月	「会館建設検討委員会」答申…【新会館建設に向けて、会館建設委員会を発足させ、さらに具体化を図る】 社員総会で「会館建設委員会」の設置を決定

これを受けて、「会館建設委員会」を組織し、検討を進めてきました。

## ◇会館建設委員会名簿

氏名	選出母体・役職	ワーキンググループ (WG)
関 昌憲	関建築設計事務所所長・1級建築士	○
永原 徹也	中央税経事務所・行政書士・協会理事	○
高村 裕	協会理事	
近藤 正	高教組書記長	○
宮寄 考司	高校生協事務局長	
河西 綾	高教組書記の会	
上條 晋	高教組副委員長・協会専務理事	○
藤原 栄治	長野工業高校建築科教諭	○
茂原 宗一	県労連*1 事務局長・協会理事	○
傳田 泉	県医労連*2 書記長・協会理事	

\*1 長野県労働組合連合会の略称

\*2 長野県医療労働組合連合会の略称

第1回建設委員会では、互選で近藤正氏を委員長に選任し、合わせてワーキンググループ(以下、WG)を上表の○のついたメンバーで構成することも決定しました。これまでに、7回の建設委員会と2回のWGを行ってきました。

委員会・WG	日程	時間	主な検討事項
第1回建設委員会	2020/6/30(火)	18:00~19:40	委員長互選、WG設置、検討事項洗い出し
第2回建設委員会	2020/8/7(金)	18:00~19:40	駐車場・フロア構成について
第3回建設委員会	2020/9/24(木)	18:00~19:40	フロア構成、区分所有、設計について
第1回WG	2020/10/15(木)	18:00~19:40	区分所有、発注方式、資金計画について
第4回建設委員会	2020/10/27(火)	18:00~20:00	発注方式、フロア構成について
第2回WG	2020/11/20(金)	18:00~20:00	スケジュール、フロア構成について
第5回建設委員会	2020/12/4(金)	18:00~19:40	避難経路、フロア構成について
第6回建設委員会	2020/12/18(金)	18:00~19:40	フロア構成、中間報告について
第7回建設委員会	2021/1/12(火)	18:00~19:45	フロア構成、発注方式、中間報告について

## II 新会館建設基本計画

### 1 基本的な考え方～新会館建設の基本方針（全体イメージ）

- ①「高教組運動の基盤として考えるだけでなく、県内民主運動のセンター的機能を持った会館に発展、強化して」いきます（「会館あり方検討委員会最終報告」の結論）。
- ②高教組・県労連・県医労連の他、県内民主団体が同じ建物内に事務所があるメリットを最大限に追求し、効率化・共有化などを考えます。
- ③今後を見据え、環境・省エネルギー・バリアフリーなどに配慮した建物にします。
- ④周辺の景観、既存別館と調和に配慮するとともに、耐震性など災害にも強い建物にします。
- ⑤今回のコロナ禍の中で、事務室・会議室にICT環境を整えることについても検討を進めます。
- ⑥以上の全体イメージにそって、新会館の名称を検討します。

### 2 新会館の建設計画

- ① 建設場所 長野市大字南長野字聖徳 593ノ3番地
- ② 敷地面積 374.88㎡（113.4坪）  
用途地域：商業地域 建ぺい率：80% 容積率：400%
- ③ 構造 鉄骨造 5F建て

### 3 新会館について

#### (1) 新会館の入居団体

NO	団体名（略称）	現状	新会館
1	長野県高等学校教職員組合（高教組）	本館 2F	高教組フロア
2	長野県高等学校生活協同組合（高校生協） 全教ながの共済会（全教共済）	本館 3F	高教組フロア
3	長野県高等学校退職教職員協議会（高退教）	本館 4F	検討中
4	長野地区労働組合総連合（長野労連）	本館 1F	県労連フロア
5	長野県平和委員会（平和委員会）	別館 3F	別館 3F

6	長野県教育文化会議（教文会議） 信州の教育と自治研究所（自治研）	別館 3F	別館 3F
7	長野県教育文化厚生協会（厚生協会） 日本と信州の明日をひらく県民懇話会（革新懇） 治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟長野県本部（国賠同盟）	別館 3F	別館 3F
8	長野県労働組合連合会（県労連） 長野県労働組合共済会（長野共済会） 働くもののいのちと健康を守る長野県センター（いのけんセンター）	県労連会館 1F	県労連フロア
9	長野県医療労働組合連合会（県医労連） 〔長野県厚生連労働組合・長野県民医連労働組合連合会を含む〕	県労連会館 2F	県労連フロア
10	全日本建設交運一般労働組合長野県本部（建交労）	県労連会館	県労連フロア
11	全日本年金者組合長野県本部（年金者組合）	県労連会館	検討中
12	長野県社会保障推進協議会（社保協） 障害者の生活と権利を守る長野県連絡協議会（障権協）	県労連会館	検討中

## （2）留意事項

- ①1Fにできるだけ多くの自動車が駐車できるように駐車場を配置します。
- ②階段・エレベーターなど、1Fから5Fまで通す部分は、建物の西南側に配置することを基本に考えます。
- ③新本館と既存別館の間に連絡通路を設けるなど、使い勝手が向上するよう配慮します。なお、避難路の確保を併せて検討することが必要です。
- ④各階にトイレ、給湯設備を設置します。
- ⑤会館勤務者のための休養室（更衣室）を設置します。
- ⑥次の新会館に求められる機能について、検討を進めます。
  - ・バリアフリー  
階段手摺・エレベーターの設置、統一された分かりやすい案内サイン、多目的トイレの設置
  - ・柔軟性・経済性  
移設しやすい間仕切り壁等、維持管理・更新のしやすさ、ランニングコストの抑制への配慮
  - ・省エネルギー・省資源  
自然エネルギーの有効活用、省エネルギー技術の積極的な導入、長寿命化への配慮
  - ・防災対策  
耐震性の確保（長野盆地西縁断層帯の地震：震度6弱～7、糸魚川 - 静岡構造線断層帯の地震：震度5弱～6弱）、非常用のサーバー電源の確保
  - ・ICT環境の整備  
事務室・会議室のICT環境の整備
  - ・防火・防犯対策  
火災警報器、避難器具、消火器などの整備、機械警備システム
  - ・その他  
会議室の利用団体名のモニター表示、AEDの設置

(3) 改修後の別館の部屋の配置についても、検討を進めます。

(4) 今後の実施設計で変更があると考えられますが、現時点でのフロアプランは（イメージ図）は、別紙のようになります。【別紙イメージ図】

#### 4 予算及び財源

- ・解体費用 約 2500 万円→厚生協会から
- ・建設費用 約 3 億 1000 万円（税込み）  
（更地に建設する場合を想定した設計・施工・監理を含む金額）
- ・移転費用 約 1500 万円→厚生協会から
- ・財源（単位：万円、すべておよその金額）

	厚生協会	高教組	県労連	合計
解体費用	2500			2500
建設費用	15000	8000	8000	31000
移転費用	1500			1500

#### 5 業者選定及び建設スケジュール

##### (1) 事業選定について

- ・業者選定は、現本館解体と新本館設計・施工・監理について、一括で指名競争入札で行います。
- ・これ以外に、別館引越し前の必要最低限の改修、新本館完成・引越し後の別館の改修工事をする必要があります。

##### (2) 事業スケジュール

	2021 年	2022 年	2023 年
設計業務	6 月 ←————→	2 月	
解体工事		12 月 ←————→	2 月
建設工事		4 月 ←————→	2 月
高教組等の 事務室の 移転期間	11 月 ←————→		3 月

#### 6 新会館の名称について

##### (1) 公募を基本とする

- ・「組合員みんなの会館」・「県内民主運動のセンター的機能を持った会館」とするためにも、新会館の名称については広く公募することを基本とします。
- ・公募方法は今後検討ですが、広く公募してから、会館建設委員会で決定、あるいは会館建設委員



会で候補を絞って投票するなどを考えます。

## (2) 公募期間

- ・解体等の工事が始まらないと、建設に向けての気運も高まらないと思われるので、日程は 2022 年 1 月頃（県労連評議員会・医労連中央委員会・高教組中央委員会）～夏頃を予定します。ただし、建設工事との調整も必要になってくると考えられます。

## Ⅲ 今後の進め方

- 1 本中間報告に基づき、会館建設に向けて、各団体の機関会議での確認・合意を行います。

県労連評議員会 2021 年 1 月 16 日

県医労連中央委員会 2021 年 1 月 30 日

厚生協会理事会 2021 年 2 月 3 日

高教組中央委員会 2021 年 2 月 6 日

- 2 今後は、会館建設委員会を中心に詳細な検討を進め、会館建設を行います。

## Ⅳ その他

- 1 工事期間中の業務計画

- ・解体・建設中は、別館大会議室などに事務室を移動させるため、大会議室としての使用はできなくなります。移転先は、次のようになります。

高教組・高校生協・全教共済 → 大会議室（別館 2F）

高退教 → 信州の教育と自治研究所（別館 3F）

長野労連 → 県労連会館 [2021 年夏に移転予定]

- 2 工事期間中の会議室について

- ・解体・建設中は、別館 4F の 3 つの会議室しか使用できません。

第 1 会議室 29.5 m<sup>2</sup>（定員：18 人）

第 2 会議室 22.13 m<sup>2</sup>（定員：10 人）

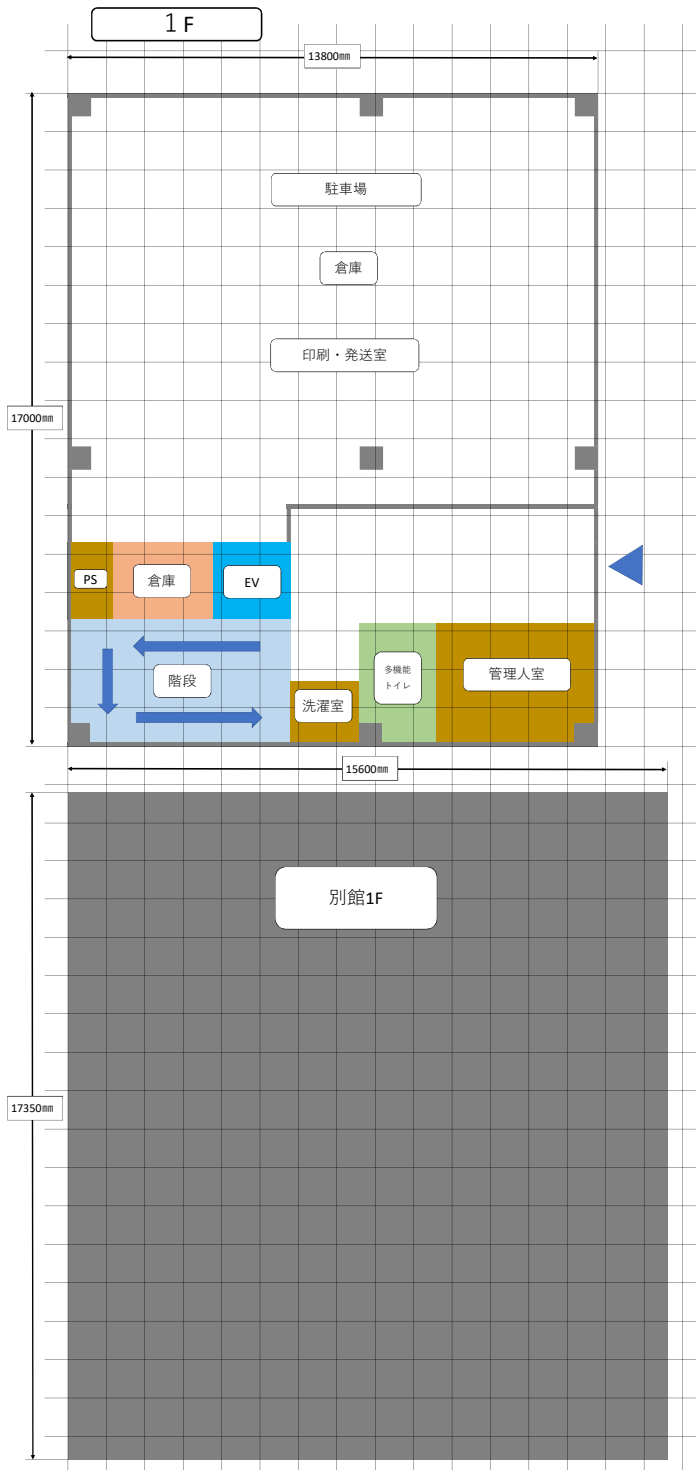
第 3 会議室 63.3 m<sup>2</sup>（定員：30 人）

※ 現在は、コロナ対策のため、この半分の定員で使用中

したがって、中会議室（定員：40 人）・大会議室（定員：120 人）規模の部屋を使用する会議は、外部施設を使わなければなりません。

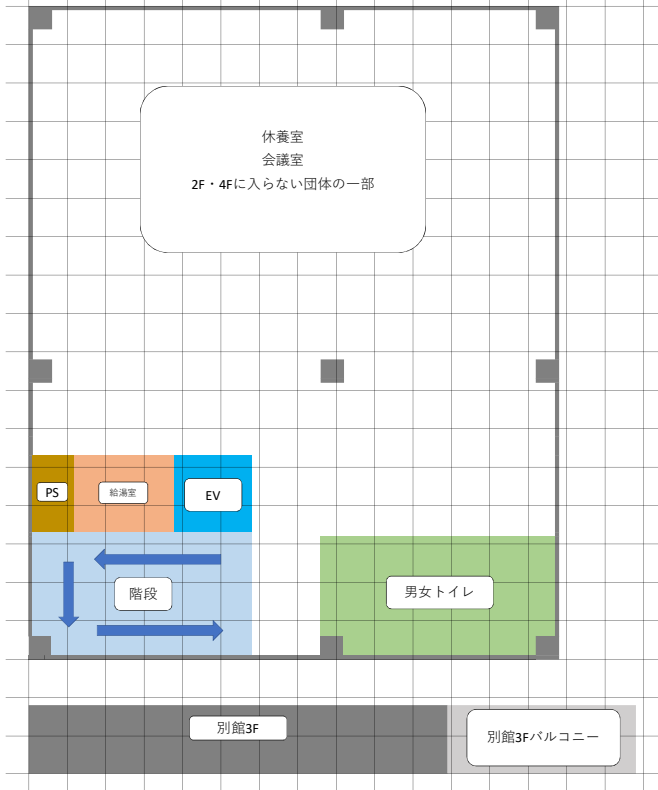
新会館フロアプラン【イメージ図】

今後の実施設計で変更があります

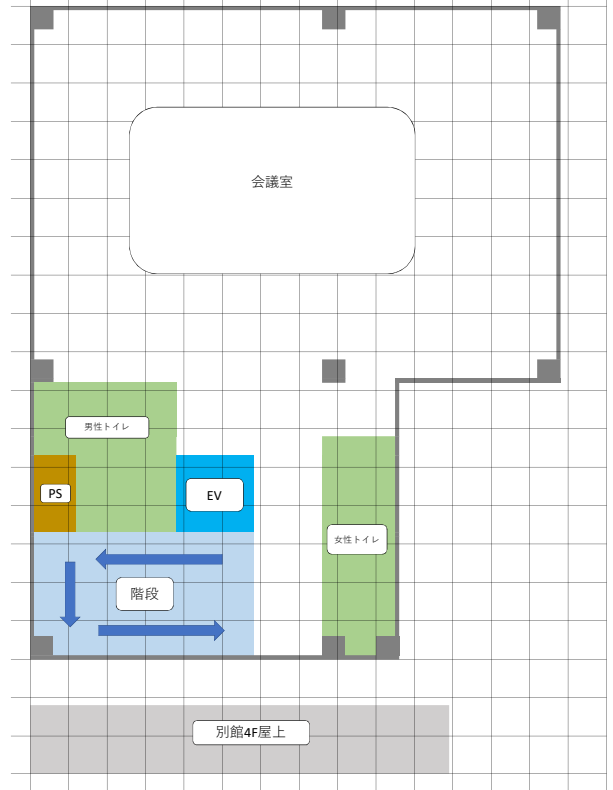


床面積	m <sup>2</sup>	坪
5F	204.36	61.81
4F	218.76	66.17
3F	234.60	70.96
2F	234.60	70.96
1F	234.60	70.96
計	1126.92	340.86

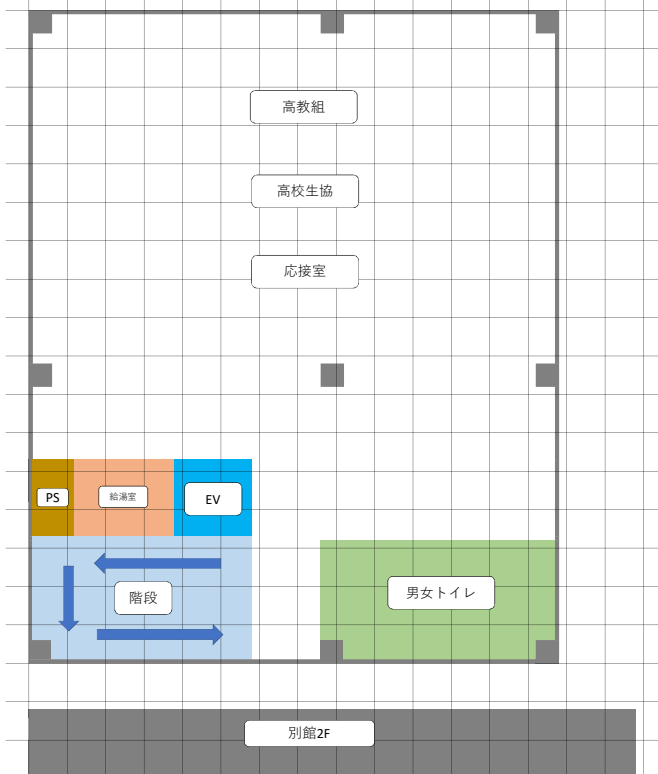
3 F



5 F



2 F



4 F

